

令和5年玉村町議会第2回定例会会議録第2号

令和5年6月2日（金曜日）

議事日程 第2号

令和5年6月2日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	齋藤恭君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	武士浩之君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	関根伸行	局長補佐	萩原穰
庶務係兼 議事調査係	重田智美		

○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

1日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、5番小林一幸議員の発言を許します。

〔5番 小林一幸君登壇〕

◇5番（小林一幸君） おはようございます。議席番号5番小林一幸です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

アジサイも咲き始め、梅雨入りも近づいてきて、雨模様の中、皆様体調を崩されていませんか。先ほどのニュースで線状降水帯が発生したというようなニュースもあります。これから台風の時期、雨の時期になりますので、災害が起きるといふ現状が出てきてしまう状況もありますので、今から平時の備えをしっかりとしていかなければいけないなということを感じいたしました。

最初に、コロナ感染症が5類に移行しましたがけれども、今でも感染予防対策を行いながら、外出の機会も感染予防を努めながら、日々仕事をしている医療、福祉の従事者の皆様、そしてようやく通常営業ができるような状況になりまして、日々頑張っておられる飲食店の皆様に感謝と敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

5月30日、名古屋地裁で同性婚を認めないのは違憲という判決が示されました。名古屋地裁の判決は、違憲判決の中で最も踏み込んだ内容になっています。人権を守ることが少しおろそかになりそうな今日の状況から、今回の判決はとても大きいものだと思います。

そして、本日6月2日は、玉村町のマスコットキャラクターであり、ふるさと大使のたまたんの誕生日でもあります。これからも玉村町をPRしていただきたいと思っております。

それでは、本日1番目の一般質問となりますが、よろしく願いいたします。まず、1番目です。新型コロナウイルス感染症に伴う医療・福祉事業者への対応について。新型コロナウイルス感染症法の位置づけが、5月の8日から季節性インフルエンザと同様の5類に移行しました。これまで利用者などへ感染予防対策に細心の注意を払ってきた医療、福祉事業者は、5類に移行したからといって全てを正常化するまでには至っていないのが現状です。移行後も感染予防対策を行っていくことが必要と考えますが、町としてどのように考えているのか、次のとおりお伺いします。

1点目です。以前から感染予防対策について、町としての方針を打ち出すよう質問をしまいましたが、全く回答をいただけておりません。ホームページなどでの対応方法は、国、県のリンク先を貼り付けているだけです。そういう現状になっています。5類に移行となった現在、町としての対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2点目です。今後、第9波が来るとの情報もあるようですが、町として今後、医療、福祉事業者に対して支援をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2番目です。多文化共生社会の実現に向けた町の取組について。町長は施政方針で、多文化共生、国際化の推進について述べられており、町では多文化共生社会の実現に取り組んでいくことになっていますが、ここ数年の状況を見ても、進捗がほとんど図られてないというのが現状です。今年度、施政方針として示されたからには、何らかの取組がなされるものと考えています。言語や文化、習慣が異なる多様な外国人の方々が、玉村町でも30か国以上、1,000人を超えており、今後ますます増加することが予想される中、町としてどのように考え、取り組もうとしているのか、次のとおり伺います。

1点目、ここ数年、予算執行状況などを見ますと、文化共生社会の実現はほぼ推進できていないものと思われま。町としてどのように考え、取り組もうとしているのか、伺います。

2点目です。地域社会の中で幅広い交流を深めながら、外国人の抱える問題や相談ニーズに対応するためには、体制整備や意識改革に積極的に取り組む必要があると考えますが、現在の状況はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

3番目です。LGBTQ+の方への理解促進の取組について。前回の一般質問で、同性パートナーシップ条例の制定については、条例ではなく、要綱で対応を検討していくとの回答がありました。国においても、LGBT理解増進法案が国会に提出される中で、町としても早急に体制整備を行う必要があると考えますが、今後の理解促進に向けた取組についてはどのように考えているのか、伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、まず小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症に伴う医療・福祉事業所への対応についてお答えします。まず、1点目の5類に移行となった現在、町としての対策はどのように考えているかについてですが、小林議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の位置づけは令和5年5月8日より5類に移行となり、季節性インフルエンザ等と同様の取扱いとなりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が完全になくなるわけではありませので、引き続きホームページや広報、メルたまなどを活用して、国や県が提供する必要な情報を町からも発信するとともに、令和5年度中のワクチン接

種対象者に対して、ワクチンを提供できる体制を維持していきたいと考えております。また、5類への移行に伴い、陽性者の把握方法が定点把握に変更となりましたが、その動向を確認し、感染が拡大した場合には保健所等と連携し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後の医療、福祉事業所に対する支援についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和2年度以降、町では医療介護従事者への慰労金の支給、新型コロナウイルス感染拡大に伴う物価高騰対策としての補助金の支給、また年に二、三回、マスクやグローブの衛生用品配布を兼ねた事業所訪問を行ってまいりました。感染法上の位置づけが5類に移行したからといって、高齢者や基礎疾患のある方々への感染リスクが変わることはなく、医療、福祉事業所の感染対策への負担は今後も続くであろうと考えております。医療、福祉事業所や医療、福祉従事者の負担や不安が少しでも軽減されるよう、今年度も物価高騰対策としての補助金支給や、これまで行ってきた日頃の支援及び、クラスターが発生したときの支援等、変わらず行ってまいります。

次に、多文化共生社会の実現に向けた町の取組についてのご質問にお答えします。まず初めに、多文化共生社会の実現は、ほぼ推進できていないと思われるが、町としてどのように考え、取り組もうとしているかについてですが、まず現在の玉村町における外国籍の方々の状況をご報告いたしますと、4月1日現在で1,283人となっており、今後も増加することが見込まれます。国籍別ではフィリピンが一番多く418人、次にベトナムが277人、3番目はブラジルの168人となっております。ほかに中国、ミャンマー、パキスタン、インドネシアなど36か国になります。また、玉村町の住所登録外国籍の在留資格として永住者は218人ですが、技術・人文・国際が215人、技能・特定技能が415人と、労働を伴う方々が多くなっております。

このような在住の状況の中で、多文化共生社会の実現に向けてどのように取り組んでいくかではありますが、目指すべきは言語や文化、習慣が異なる多様な外国籍の方々も、同じ地域社会の一員として生活していただくことであろうと考えています。この実現のためには、町だけで全てが完了するというものではなく、外国籍の方々に関連があります団体や企業、県、そしてできれば外国籍の方も含めた委員会を開催する等して、課題の洗い出しや情報の共有方法といったことを中心に検討を進めていきたいと考えております。

次に、外国人の抱える問題や相談ニーズに対応するための現在の状況についてお答えいたします。まず、家族滞在など、家族の事情で入国した就学児童対象年齢者につきましては、指定校に入学できるよう案内を行い、入学後には日本語に不慣れな児童、生徒に日本語を教える教室を中央小学校と南中学校に設置し、学習の支援を行っております。そして、高校の進学に悩んだときは、県の教育委員会の支援機関につなげ、多言語での相談を受けていただいております。

また、労働を伴う方々への支援として、就労企業に協力をお願いし、国や県からの外国人向けの情報を提供していただくとともに、日本語教室への参加を呼びかけていただいております。日本語教室は、玉村町国際交流協会の指導員と県立女子大学のボランティアが講師となり、毎週金曜日の夜間と

土曜日の午後に開催していただいております。習熟のレベル別に指導しております。ほかに群馬県立女子大学の中に地域日本語教育センターがあり、そこで実施される日本語教室にも企業を通じて多くの外国籍の方が参加しており、参加企業からは大変好評をいただいているようであります。

さらに、36か国に及ぶ外国籍の方の困り事には、玉村町だけでの対応は難しいため、群馬県で実施しているぐんま外国人総合相談ワンストップセンターも活用しております。前橋市まで出向くのが難しい方に対しては、オンラインで相談できるよう、町では多言語に対応した通訳ソフトを導入したタブレットを用意し、常時対応できるよう準備しております。この通訳ソフトは、実際に役場窓口に関合せに来る外国籍の方々とのコミュニケーションにも役立てております。今後も言葉が交流の障壁とならないように、多くのご意見も伺いながら、多文化の共生に取り組んでまいります。

次に、LGBTQ+の方への理解促進の取組についてのご質問にお答えいたします。以前にも一般質問いただき、お答えいたしましたとおり、要綱によるパートナーシップ制度の導入に向け、現在、要綱の策定準備を進めているところでございます。国においても、LGBT理解増進法案が国会に提出されるなど、性的マイノリティーの方への理解増進及び支援につながる取組が今後進んでいくものと思われまます。当町といたしましても、生きづらさを感じている性的マイノリティーの方々が安心して普通の生活が送れるような多様性、寛容さのあるまちづくりを町民と共に進めてまいりたいと考えております。

その取組の1つとして、同性カップルなど性的マイノリティーの人たちをパートナーとして公的に認める制度を導入することにより、婚姻という異性同士と同じ権利が認められない方々への心の支えとなればと考えております。パートナーシップ制度の要綱策定につきましては、人権担当で組織する庁内人権対策連絡会議を開催し、町の体制づくりや事務手続等について協議を行い、早期の導入に向け、取組を進めてまいります。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） それでは、第2質問を自席より行わせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に伴う医療・福祉事業者への対応についてということでお伺いたします。これも何度も私のほうでも取り上げさせていただいております。いつも言うのですけれども、町の方針とは何だろうというのをいつも問いかけさせていただいております。今の現状は、私の通告にも書かせていただいておりますけれども、国と県のホームページのURLが貼り付けられているだけで、では町としてどうするのというのはどこにも明示をされていない。毎回そのような状況になります。ここで困るのは、私たちは医療なり、福祉の事業所の方々というのがすごく困ってしまして、では町としてはどういう形でコロナに対して取り組んでいくのか、そして福祉事業者に対して、医療従事者も含めてですけれども、どういう支援をしていってくれるのか、どういう形で対応したらいいのかというのを迷っているということ、事務所の方、何人からも伺っております。

事業所としては、やはり感染をしてしまっただけで困るということで、本当にまだまだ細心の注意を払いながらサービス提供をしているという現状があります。今でもまだコロナに感染する利用者さんがいらっしゃって、またそういう方がいるという形になると、またそこで状況的には対応状況を考えていかななくてはならないというような現状がありますけれども、いつも言うのですが、町の方針、いわゆるそういった情報というのを、国、県以外でホームページに明示ではないのですけれども、ある程度の部分でお知らせすることはできないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで、まだ病院にしる、介護事業所にしる、クラスター等のことを念頭に置きながら感染予防にまだ邁進しているような状況ということで、先週も町内の認知症系の事業所の方たちとお話しする機会があったので、いろいろ話を聞いたりすると、やはりまだまだ感染予防というのは必要だよという話をしています。実際、町としましてどういった方針ということなのですが、町といたしますとやはり町長答弁にありましたけれども、ホームページ等、そういったものを使ったものと、あとは節目、節目で町長メッセージということで、令和2年から令和4年の12月までで24回、発信のほうをさせていただいています。そんな状況の中で、必要な節目、節目の情報につきましてはそういったものを使いながら、あとはホームページ等、あとは事業所等で何か問題がありましたら直接健康福祉課のほうに問合せということで対応していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 前もお願いをした部分があるのですが、今のご説明の中で、例えばマスクを持って行ってもらったりとか、そういった物品を持って行ってもらったときに、その事業所の状況なり、スタッフの状況なりというのはいろいろ確認してほしいということで、前に私のほうでお願いしているのですが、そういった状況というのは、持っていったときとか、把握をされていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

感染の状況によってだと思います。例えば、感染状況が大分高いレベルであった場合には、玄関先に置いてくるということになるし、あとは感染が低い状態であれば、そこで手渡ししながら情報交換してくるような状況だったと考えられます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 事業所に行って確認を何件かしてきたのですが、いつも置いていって帰ってしまうというような状況で、やはり事業所の本来の今抱えていることとか、そういったのをちょっとご説明しようと思ったのだけれども、帰ってしまわれたので、なかなか相談ができなかったというようなご意見を何件かいただきました。なので、前もそういうようなお話があって、事業所に行けませんかというようなお話をしたら、事業所も忙しいので、なかなか行ってもお話しする時間がないかもしれませんというようなことを前伺ったのですけれども、逆に事業所としては聞いてほしいことがあるというふうに言っているのです。ですから、そういう方のために、おいでいただけないのであれば、例えば電話で今の現状どうですかというような確認の電話を入れてあげるとか、そういったことを町としてはできないのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岩谷孝司君発言]

◇健康福祉課長(岩谷孝司君) お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、施設によっては手渡しではなくて玄関先に置いたりというケースもありますが、当然、情報交換できる場面ではしている施設もあります。なお、今後につきましても、また感染状況によりますが、マスク等を配布する際には、そのような情報交換をできればと考えております。

以上です。

◇議長(石内國雄君) 5番小林一幸議員。

[5番 小林一幸君発言]

◇5番(小林一幸君) 最近聞いたのは、マスクではなくて、もっと違う医療物品が今高騰しているの、高いので、そういったものを代わりにもらえないかというような話があったりですとか、あとは先ほどもお話ししましたように、実際にスタッフが感染をしてはいけないということで、まだ外出を控えているという人も何人かいます。マスクをしたりとか、なるべく人混みを避けて生活をしているとか、まだそういうふうになっています。そのスタッフの気持ちというのは、やっぱり自分を介してほかの人にうつしてはいけないと思っているスタッフがすごく強くて、でもずっとそれを続けていると本当にメンタル面でやられてしまっているような方々もたくさんいると思うのです。そういうふうな形にならないように、例えば事業所でアンケートを取って、現状どうなのかとか、そういうのをデータ化していく。例えば先ほどお話があったように、行ったときに話を聞くと書いていますけれども、話を聞いたものをどうフィードバックしていくか、それをどういう形で実施していくかということというのはされているのかどうか。もしされていないのであれば、していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） コロナの感染に限って、そういった情報を提供していただいて、アンケートを取ってということは今のところ考えていないのですけれども、防災とか、そういった場面で事業所の方々と接点を持つ機会が今後あると思います。そういった中で、例えば違うアンケートの中に1つ、その項目を入れるということは考えられると思います。それは検討次第ではないかなと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そういった中に入れていただくというのもそうだと思うのですが、今5類に移行した中で、もう一度事業所としてどういうことで今までやってきた中で困っているのかとか、そういったものを聞くというのも1つのきっかけというか、機会だと思うのです。

では、災害の中にちょっと盛り込むというのも今の中でもあると思うのですが、今の段階で5類に移行したけれども、では事業所としてどうなのか。本当に、だから町の要介護者、いろいろなサービス利用者を守っていくというところで事業所が本当に頑張っているというのは十二分に分かっています。ただ、そういう人たちのために何ができているのかというと、なかなかその部分が見えてこないというのが現状だと思います。ですので、災害のときに含めてというのは分かるのですが、それ以外で今5類に移行した中で、今までの状況の中でというアンケートを取るというのは考えられないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 5類に移行して、町からの情報というか、国からの情報というのは、県の介護高齢課等を通じて各事業所のほうに伝達しているという状況です。それなので、5類に変わって、その後にアンケートを取るかということにつきましては、今のところ考えていないというのが現状です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） なぜそこにこだわるかという、今の事業所の現状を知ってもらいたいというのがあるのです。全部分からないです。聞いたところで、全てを語れる時間はないと思うのです。だから、それをしっかりとした今データでまとめて、2番目の質問になってしまいますけれども、これから、例えば第9波が起こるといような現状になる前に、今の現状、今抱えている事業所の現状がどういう現状なのか、ここからどういう形で感染予防、感染対策をしていかなければいけないのか、今でも継続してやっていることはどういうことなのか、そういったことをまとめるということは、ま

とめて第9波が来る前にしっかりとしたデータで残して、第9波が本当に広がらないようにという部分、そういうことを進めていく。それをやっていくことで、多分医療従事者、福祉従事者の方も安心してというか、ある程度の部分で町もこういう方針を出してくれているのだから、では私たちも何とか守って頑張っていこうよという気持ちになるのではないかというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

事業所のほうも多分まだ、先ほども言いましたが、苦しい状況ではないかなというふうに考えています。そのような中でアンケートを取って第9波に備えるという、議員さんがおっしゃっていることも分かるのですけれども、そういった感染予防に注意している施設にそういった負担をかけるというのも、ちょっと1つどうなのかなという気もいたしますし、それは次の第9波に生かすというのは当然ある話だと思うのですけれども、それ単体で調査をするということは、先ほども言いましたけれども、今のところ考えていないというのが現状なのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） では、もしそのアンケートが遅れて、第9波が来たときに現状何もできないと、対応というのはできるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 現状で今までの経緯とかありますから、そういったことを考えながら、第9波が来た場合には当然またマスクの配布だとか、違う感染予防対策の配布だとかということを考えていかななくてはならないのかなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 多分平行線なので、このままにしたいと思いますが、あと2点目で、いわゆる医療従事者への支援をどのように考えているかということで、いつものとおり、医療物品の配布、あとマスクの支給、あとは補助金の支給とか、たくさんあったのですけれども、前に1度、いわゆる医療従事者、福祉従事者に対して、一人一人に対して慰労金ではないですけれども、そういうものを出したという経緯があるので、それは今のところ今後出すという考えはあるのかないのか、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

支給につきましては、令和3年度に実施させていただきました。こちらにつきましても、国の補助金を活用しての実施だったと考えております。今回、議員がおっしゃったとおり、もう一回これがないかというご質問なのですけれども、先々月、4月に臨時会を行いまして、そのときに物価高騰等の対策といたしまして、答弁にもありましたが、各町内の施設等に補助金、助成金のほうを出すような補正のほうをさせていただきました。今回まずそれが先かなというふうに考えています。今後またどういった形になるか分かりませんが、もしまた補助金等を使える機会がありましたら、考えていきたいなと考えられます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 分かりました。あと、感染に対して今頑張っている医療、福祉従事者に対してのメッセージを届けていただいているということだと思うのですが、5類に移行したということで、できればもう一回ぐらい、医療従事者、福祉従事者に対して感謝の意を表するとともに、メッセージを残していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番、多文化共生社会の実現に向けた町の取組というところでお伺いいたします。町長答弁にもありましたように、今玉村町に1, 283人の外国籍の方がいらっしゃるとお伺いいたしました。そして、国としては36か国ということで、本当にたくさんの皆さんが玉村町の中で生活を、そして玉村町の企業等でお仕事をされているというような状況が見受けられると思います。そういった中で、私がここで質問したのは、予算執行状況なんかを見てみると、本当に事業はどうなっているのだろうと心配なのですけれども、ここで伺いたいのは、まず令和3年、令和4年で多分予算が組まれている。当初予算の中で組まれている中で、最終的に決算を終えて、執行した予算の状況、それからその中でどのような事業をしたのか、教えていただければと思います。令和3年、令和4年です。お願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えさせていただきます。

今手元にある令和4年度分のご報告させていただきたいと思っておりますけれども、4年度、こういった多文化の共生というような関係でいきますと、まず第一に町の予算といたしますと、昨年度は国際交流協会にもお願いしております日本語教室、こちらで日本語教室を行う際の設備ということでプロジェクターの購入、あるいはそれに伴いますWi-Fiの回線の使用料ということで執行させていただいております。そのほか、今答弁の中にもございましたけれども、日本語教室を行っていただいております国際交流協会という団体がございます。こちらにも支援という形で補助金を交付させていただいているということでございます。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 多文化共生社会の実現と言っている割には、事業としては少ないではないかと思うのです。それだけで多分令和3年度は39万9,000円かな。令和4年度は52万5,000円、令和5年度が39万9,000円という当初の予算を組まれているというような現状があつて、令和4年度だけ52万5,000円と上がってはいるのですけれども、その割にもう少し共生社会に向けた実現という事業を進められているとは見受けられないのですが、例えばこれ当初の52万5,000円の中で何をしようとして、結局期末になって何ができて、何ができなかったのか、できない理由は何なのかというのを教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、国際交流協会につきましては当然のことでございますけれども、日本語教室を行っていただいております。ここへのご支援というのは変わらずさせていただいております。ただ、その中でも昨年度までということになりますと、日本語教室を開催するにしても、なかなか生徒の方といいますか、外国籍の方がご出席いただかない回というのもあったと伺っております。それと併せまして、これまで行っておりました交流という面で行きますと、お食事会、あるいは季節ごとの外国籍の方々にお集まりいただく、その機会といったものを控えていたという、そういうことも昨年度まではあったというふうに伺っております。

それと、多文化の共生という面で行きましても、なかなか答弁中にもありましたけれども、多くの方々これからどうしていく、事業者や外国籍の方々も踏まえた中で、今後どうした方向にしていってほしいのかという、そのような形で委員会的なものを立ち上げるというようなことで予算もいただいております。そのような中、そういったことが昨年度開催できていないというのが実情となっております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） せっかく事業をやるということで、計画を立てて予算を組んでいるわけですから、それをどうしたらできるかというところの推考、どういうふうにしたらできるのかと考えていかなければいけないと思うのです。結局予算を組んで、期末になってやっぱりできませんから予算を削減しますと言ってしまうえばそれまでなのです。ただ、そうではなくて、その中でやっぱりコロナ禍でもできることというのがあるのではないのかなというふうに思います。会議の出席も大変でしょうし、あとは参加者が少ないというのは、逆に言えばPRがちゃんとできていないのではないかと。い

いわゆる町内の外国人の方々に対して周知ができていないのではないかと、そういう懸念もあります。だから、皆さんにまだ聞けていないので、はっきりは言えませんが、そういった方々が実際に困っていることがあっても、どこに相談していいかわからない。いわゆるそういうイベントなり、教室があるということが情報としてわからないというような状況というのが出てきているのではないかと。だから少ない。あとは、交流というのは大切だと思うのです。集まって話をしたりとか、そういうのもできると思うのですが、そういった中で、例えば令和4年度の時なんかはコロナの感染、いろいろな状況がまだあった中で、わざわざ計画を立てているということは、それでも何かをするということでも多分計画を立てているのだと思うのです。それができないと簡単に言うてしまうのは、それはどうなのかなというふうに思うのですが、例えばコロナ禍の中で令和4年度も予算が結局39万9,000円から少し上がっているというような現状もあるのですけれども、そういった中で何か取り組むだけの弊害ですね、コロナ以外で何があったのか、そういうものをちょっと教えてもらえればと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） コロナ以外ということでございませぬけれども、ご指摘いただきます点、重々ごもつともであるというふうに理解もいたします。昨年度実施できなかったことにつきまして、これからまた当課含めまして事務を執り行っていきたいというふうにも考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） たしか石川町長も、そちらで町長就任のご挨拶をいただいたときに、町はみんなで一緒に生きる場所なのだ。その中で、LGBTも含めて多文化共生、外国人の方についてもこの中で一緒に生きる場所なのだ、町はそういう場所なのだというふうに言っている。毎年施政方針の中でも、必ず多文化共生の事業について、多文化共生社会の実現について向かっていくと、しっかりと取り組んでいくというところでお話がありながらできていないという状況、それについて町長はどうお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の質問ですけれども、本当に今人口が3万6,000、ぎりぎりの人口の中で、外国人の方が増えていることによって、まだその人口が維持ないしは若干少ないところでもっているという、そういう現状を見ますと、やはり外国の方との交流から始めることは大事だと思います。

それで、国際交流協会の役員の方が高齢化したとか、いろいろ事情はあるのですけれども、例えば、

過日は日本とペルーとの国交が始まって150周年ということで、伊勢崎市境町ですか、ペルー大使夫婦が来て、ペルー映画を2本上映ということで、そうしたら臂市長、それから私、あと大泉町長が来まして、伊勢崎市にはペルー人だけで2,500人いるらしいのです。それで、大泉町は外国籍の方が二十七、八%、もう3割になるのです。という形で、いろいろな状況を話し合うことができました。

それで、今度はペルー大使館から食事への招待というのが来まして、私はちょっと重なってしまっ
て行けないのだけれども、7月に伊勢崎市の臂市長と、あと大泉町長が行ってきます。その中での臂
市長の思いというのは、いろんな課題を解決するには、むしろ大使館を通じて本国にもつながるパイ
プを持ったほうがいいだろうという形で言うわけです。それはそれでお願いするとして、それで玉村
町と伊勢崎市との三役プラス部課長レベルでの幾つかの課題を検討することを7月に設定しました。
BRTとか、外国人、多文化共生、これも入ってくるかと思えます。あと、ごみの問題もあるかもしれ
ません。そういったことを幾つかの話合いをする機会があります。そういう中での多文化共生です。
伊勢崎市は群馬県で一番外国人の人が多いわけで、その中で、玉村町でも具体的に言ってしまってい
いのだろうと思うけれども、4日にケアコムで農園祭というのを開きます。その農園祭にベトナムの
人が来て料理を作ると。その中で交流を始めていくと。そこへ、今度は玉村町にいるフィリピンの技
能生たちが行くという中での地域交流が始まっていくのではないかと思います。かなりリーダーシッ
プを取れる外国人もいるので、その人たちに加わってもらって、共に生きるというのはどういうこと
なのかと。どこへ行っても1つのベトナムはベトナム、中国は中国と固まってしまっていて生きてい
る。それが現実の自治体の状況だと思うのです。それをどうにほぐして、この地域で一緒に暮らしていけ
るかという、そこの歩み出しをつくっていくのが大事だと思いますので、そういう意味で常々そうい
うことは考えています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今ケアコムさんの話が出ましたように、民間では先ほど言いましたように、
ケアコムさんがそういったようなイベントを通して、外国人の方のサポートをいろんな形でしていく。
あと、町内の事業所も、それは福祉事業所だけではないと思いますけれども、外国人就労者の方がい
らっしゃる。その中で技能実習生もいる。本当に頑張ってお仕事をされている方が本当にたくさんい
らっしゃって、夜なんか御飯どうしようかといったときに、スーパーは高いからちょっと遠くまで買
いに行ったりとか、自転車で走ったりとか、そんなような現状があったりとか、やっぱりいろんな悩
みもなかなかある部分というのがあると思うのです。そういったことをどう支えていくか。だから、
民間では、そういう形でいらっしゃる方々に対してどういうふうにサポートをしていくかということ
を考えられると思うのですけれども、町としてどうしていくのかなという部分が、どうしてもやっぱ
りうまく見えてこない。せっかく予算を組んでいるのにそこができないというのは、業務が忙しいか

らできないということなのか、それとも今の昨今の状況だからできないのか、その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お話のとおり、両方の要因であろうと。業務も忙しいという点もございます。あるいは、コロナの関係もあったということでの両方であったものというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） でも、当初に予算を組むということは、それをやるという前提の下に予算を組むわけですね。予算とはそういうものではないのですか。その事業をやるために予算を組んで、その事業をどういう形でやるか、カリキュラムを組みながら、プログラムを組みながらその事業をやっていく。そのための予算をつけて、それに対して実行していくというのが、やっぱり予算に基づいて事業をやっていくというところになるのではないかなというふうに思います。

いつも予算の執行の説明書の中に、外国人労働者等の増加に伴い、外国人の抱えている問題や相談ニーズに適切に対応し、外国人も日本人も共に安心して暮らして活躍できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進すると毎年書いてあるのですけれども、毎年変わらないのですけれども、でも結局その中身はほとんど伴わずに、そのまま執行もされずに終わってしまうというのは、本当に絵に描いた餅というか、せっかくいろんな形で予算を組んで、予算がしっかりついているにもかかわらず動けないのは、やっぱりそれはいかなものかというふうに私は思います。その中で共生社会の推進をしていくのだ、実現を目指していくのだということに、私はならないのではないかなというふうに思うのです。ですから、その部分をもう少し鮮明に、できないことをもう最初からこういう状況だからできないのではなくて、どうしたらできるのか、どうしたら実現できるのかというのを考えながらやっていかなければ、何事も事業は進まないのではないかなというふうに思います。

昨今、本当にコロナの感染症ということで、できない事業というのもたくさんあったのですけれども、もう今5類に移行したことも含めてですけれども、もうコロナ、コロナと言っている状況ではなくて、そこで疲弊してしまった地域社会とか、そういったところを何とかもう一度立て直していかなければいけないというふうに思うのです。立て直していくことの中で、玉村町が町長も言いましたけれども、3万5,000ぐらい、その中での外国人が1,200人で、永住者が218人という中で、そういった方々も高齢になってくるということもあります。そうなったときに、この玉村町で暮らしていくにはどうしたらいいのか。介護を受けなくてはならないときにはどうしたらいいのか。そういったことまでどんどん、どんどん考えていかななくてはならないところというのは出てくると思うのです。ですので、逆に令和5年度で39万9,000円ということで予算を組まれていますけれども、

どういった事業を計画していて、それを今まだそんなに進んでいませんけれども、どういう形で計画をしているのかを教えてください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 今年度の予算につきましては、ご指摘のように39万9,000円というような額になっております。

その中でいきますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、企業の方々、あるいは当事者の方々、そうした方々のご意見を伺うという場を設けられればというふうに考えております。その中で具体的に何が必要であるのかというご意見というのも当然伺う機会というのがこれまではなかったわけでありましてけれども、そうしたご意見なりも伺って、また伺ったご意見といったものを生かしていければというふうに今年度は考えております。その中での委員さんのお手当といったものもこの中にも含まれておりますし、そのほか消耗品等もございますけれども、そうしたものが主なものだと思います。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。

では、それはいつ頃までにやる。そろそろ年度も始まって、4、5ですからもう2か月、今年度については終わっているわけですが、そろそろ計画的に組んでいかないとできないというふうに思うのですが。このまま結局、そのままスルーして終わってしまうというのは残念ですので、今の段階でもいいので、いつ頃までにいわゆる会議に出る委員さんの決定をしなければならない。委員さんを決定した上で、いつ頃会議を持って、どういう形で方向性を出していくかというようなある程度の部分の計画があつての予算だと思うのですけれども、その辺をお聞かせください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 委員さんの選定でありますとか、そうしたものを現在は考えている最中でございます。具体的にいつというところまでは、現在のところは計画の中では定めておりませんが、しっかり取り組んでいけるように事務を進めていければというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 検討とか研究ではなくて取り組むということによろしいわけですね。研究とか検討というのは、なかなかそこから先に進まないのが現状なのですけれども、今予算の中でそれをやると決めているわけですから、それについては今年度中にしっかりと計画を立てて取り組んでいただけるということによろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 取り組むようにこちらでも事務を進めさせていただければと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今のお言葉を信じながら、絶対流れないようにしていただければと思いますので、お願いいたします。

2点目で、外国人の抱える問題や相談、ニーズというのは、今の段階でどのくらい上がってきているのか。その中で、言葉の壁というのもありますから、なかなか聞きづらい面もあると思うのですが、今の段階で外国籍の方が町内に住んでいながら抱えている問題、そういったものを実際に聞いているかどうか。それで、聞いている内容的にどのようなことがあるのか。それに対してどういう解決策で今臨むのか。そこまで、もしあれば教えてください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 外国人の方々が何かご相談に役場にお越しいただく。その際に、当課、企画課のほうに来れば、こんなようなことで困っていますというようなことも、先ほどありましたように、通訳のソフトがございまして、承ることもできるわけでありましてけれども、なかなか当課まで来ていないというのが実情です。

一方で、そのほか何かお困りなことということになりますと、玉村町に最初に住民登録にお越しいただくとき、このときには日本語が分かる事業所の方とご一緒にお越しいただくというのが実情でありますので、その方を通じてご相談に乗らせていただくという形になっております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 事業所に所属している方はいいと思うのですが、事業所に所属していない方は事業所の日本語の分かる方とは来られないかもしれませんし、そういったときの対応。

それから、まず入り口に入ったときに、さあ、では自分がどこに行ったらいいか分からないというときにまず聞く窓口のところで、それをちゃんと企画課に案内をできるかというところもそうですし、逆にもっと手前でいくと、役場で相談していいのかと、どこに相談したらいいのかというのも分からない方もいらっしゃるのではないかと思いますから、できればその辺の体制についても今度委員会をやるというような話ですけれども、そういったものについてもちょっとお考えいただいて、ぜひ今年度については取り組んでいただければと思います。取り組んだ中で、成果については後日また一般質問させていただければと思っておりますので、準備をよろしくお願いいたします。

次、最後です。LGBTQ+の方への理解促進ということで、前回の質問で条例ではなくて要綱で対応を考えていくというようなことがございまして、要綱でというような形になりましたけれども、いつ取り組んでいくかは明示をされませんでした。確実に町として同性パートナーシップの要綱をしっかりとつくって、いつ頃を目標にしっかりとやっていくか。それをやはり町に住んでいる方に対してしっかりとお知らせをしたいというふうに思うのですが、その辺のスケジュールについて教えてください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） まず、素案といいますか、こんな内容ですよというようなことも含めまして、6月中には庁舎内の会議といったものを開催したいというふうに考えております。

そのほか、庁舎内だけでなく、人権対策協議会ということで、玉村町に人権に関係あります方に委員さんになっていただいているという会もございます。そうしたところにも意見を伺いながら、素案を案という形にまとめさせていただければというふうに考えております。そうした中で、こちらの今現在の考えでございますけれども、来年4月には要綱という形で正式なものということでスタートできればというふうなスケジュールで今のところは考えているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうしますと、今年度しっかりと計画というか、要綱を煮詰めて、来年度には必ず要綱として出せるということでよろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） そうなるようにということで、事務を執り行いたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうなるようにということですが、町長、その辺いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、日本は同性婚を認められていないのだけれども、今日小林議員の話にもあったように、昨年は札幌地裁で同性婚を認めないということが違憲だという判決が出ました。大阪では合憲だという判決が出ました。最高裁で、たしか違憲状態という判決もあったかと思います。昨日は違憲という形で、ある意味ストレート、婚姻とは男女であるものだ、愛し合うのは男女で愛し合うものだといういわゆる一般的なものが当然とされていた社会の中で、実はLGBTという中でい

ろんな方々が歴史的にもいたのだということです。そのことをやっとならば世界は気づいて実践しているところ、今、日本は後ればせながら気づいて、そういった対応を始めるということで、それはしかし大事なことだと思います。まず、そういった自分に対する性自認ということでもいいのだというところでの、そういうところで悩むことが終わって、自分の自己発言、いろんなことができるというところへ踏み出せるという環境を町がつくっていくということは大事なことだと思っていますので、スケジュールどおりいくように対応します。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） スケジュールどおりということで、それについてはお願いしたいと思います。

今町長おっしゃったように、町長がいつも言っているのは、やはり玉村町で、「暮らすなら、ここがいい。」というところがある中で、やはり生きづらさを感じてはいけません。生きていく上で、玉村町で生活してよかったなと思える環境をつくるというのは、町として大切な部分でありますし、その中の一つとしてLGBTQ+の方に対して本当に生きづらさ、そういった時点でのカミングアウトもどういう形であるかというのなかなか厳しいと思うのですけれども、そういった中でそういった皆様が本当に安心して、玉村町でも安心して生活ができる、安心して相談ができる。結局そういう話をしたときに、違う目で見られてしまうというのは、その時点で本当に私としては残念なことですし、ですからその制度、要綱をつくるだけではなくて、要綱をつくってから、ではどういう形で町としてやっていくのかという部分というのがあると思います。ですから、要綱を今検討して、来年にはつくり上げて、ちゃんと出していくというようなことだと思いますけれども、その辺について例えばつくったからいいというわけではなくて、つくってからどういう形で進めていくか、またはつくる間にどういふことをやっていくかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 要綱とは別というお話でございますけれども、こちらにつきましては昨年度も実施させていただいたところでもありますけれども、今年度につきましてもパネル展のような形で理解をしていただくという機会は、今の時点では考えております。

そのほか、昨年度は研修会といったことも開催したわけでもありますけれども、今のところ研修会については今年度は計画をしていないような状況でございます。普通の扱いという言葉がいいか分かりませんが、普通に生活ができ得るような、そんな対応が町の中でも取れるように、広く皆さんにご理解を進めていきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 本当にみんな違って、みんないいのだと思うのですけれども、昨年のパネル

展示、役場の正面玄関のパネル展示、あと生涯学習課のほうでもパネル展示をしていただいたというところと、先日多分健康の森児童館でもセクシュアルマイノリティーの話を、ハレルワの間々田さんが行ってやってくれたというのが載っております。そういった形で、少しずつそういうふうに進めていかななくてはならないのだろうなというふうに思います。だから、1回やったら終わりではなくて、研修会も結局町の課長クラスの方と議員と何人か、そういう方々が集まって、1回研修会をして、多分そのままかな。ですから、やり切りで終わりになってしまうといけませんので、そこからどういうふうに進めていくか。いわゆる町民の方に対しても、そういう形でPRをして知っていただくことで、当事者の人もこういうふうに町は取り組んでいるのだというのが分かれば、安心して生活ができる。その上で同性パートナーシップの要綱がしっかりできれば、安心して生活ができるというような形だというふうに思っています。ですので、そういった形で町として取り組んでいただければというふうに思いますので、お願いをいたします。

今日いろいろと質問をさせていただきましたけれども、やはり地域の方が安心して生活をするには、それなりに町の方針をしっかりといろいろな形で出していかなければいけないというふうに思っておりますので、その辺についてはご理解をいただいて、お願いしたいと思います。

最後に、要綱をつくっていただけるということですのでうれしいお知らせもありましたので、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前9時58分休憩

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇議長（石内國雄君） 次に、4番新井賢次議員の発言を許します。

〔4番 新井賢次君登壇〕

◇4番（新井賢次君） おはようございます。議席番号4番新井賢次です。議長から許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

まずは、傍聴席の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。あいにくの雨模様の中お出かけいただきまして、本当にありがとうございます。議員である自分にとって、一般質問はある意味晴れ舞台で、自分に課せられた大事な時間であると思っています。その大事な時間に立ち会っていただけることが、本当にありがたいし、励みにもなります。本当にありがとうございます。

その一般質問について、最近話題になっている会話型AI、チャットGPTの導入について聞いていきます。実は、今回その件について一般質問します。地方議会における一般質問の役割について、

5項目、簡潔に説明してとチャットGPTに問いかけてみました。瞬時に二、三分で答えが返ってきました。それも自然な文章です。まさに我が意を得たり。自分の思いを正確に代弁してくれています。傍聴席の皆さん、それから町の執行の皆さん、そして私たち議員にも共有していただけるものであると思いました。原文のまま披露したいと思います。

地方議会における自治体の一般質問は、議員が行う重要な活動の1つです。以下にその役割を簡潔に説明します。1、情報収集。一般質問は、地方自治体の政策や行政に関する情報を収集するための手段です。議員は、行政担当者に対して質問することで、具体的な情報や最新の動向を把握することができます。2、問題の把握。一般質問は、地方自治体の課題や問題点を浮き彫りにする役割も果たします。議員が質問を通じて行政に対して問題を提起することで、課題の解決や改善策の検討が促進されます。3、議論の基盤づくり。一般質問は、議会における議論の基盤づくりにもなります。議員が質問を通じて異なる意見や視点を提示することで、政策や施策についてより深い議論がなされます。4、監視チェック機構。一般質問は、行政の監視やチェックを行うための手段でもあります。議員が行政に対して厳しい質問をすることで、行政の業務執行や公共の利益に対する責任を確保する役割を果たします。5、市民への情報発信。一般質問は、地方自治体の活動や政策について、市民に情報を提供する手段としても機能します。質問の内容や回答は、議会の記録や報道を通じて広く市民に伝えられることで、透明性と公開性を確保します。これらの役割を通じて、一般質問は地方議会において重要な民主的なプロセスを担っていますというものです。今日もしっかり役割を果たしたいと思いません。

それでは、一般質問を始めたいと思います。まず、1つ目、対話型AI「チャットGPT」に代表される生成型AI技術の導入について。米新興企業オープンAIが開発した対話型AI、チャットGPTが急速に社会に普及しつつあります。さらに、米IT大手企業の複数社が参入し、競争が激化していることから、今後なお一層利用者が増え、利便性が一段と向上することが確実であります。それに呼応して、群馬県においても多くの自治体が業務での利用について検討を始めています。近隣の藤岡市では、政策立案や議会答弁書作成への活用に向けて、試験的な運用を始めています。

玉村町としても、この生成型AI技術を活用することで、業務の効率化が図られ、多忙な町職員の負担軽減により、人にしかできない、人だからこそできる仕事に注力できることなどが期待されると思います。町は、現状をどのように認識しているのか、伺います。

また、活用に向けて前向きに検討すべきであると思いますが、町の見解を伺います。

2点目、水道料金の改定について。町では、令和6年10月より水道料金の改定を実施するための準備をしていますが、コロナ禍の影響により物価高騰対策が求められている中では、実質的に値上げとなり、町民生活への影響は心理的な負担も含めて大きいと思います。ちなみに富岡市では、国からの地方創生臨時交付金を活用し、上水道の基本料金を3か月分無料化すると発表しています。加えて5月31日、一昨日の新聞では、安中市も水道基本料金を4か月分無料にすると、物価高騰に伴う家

庭向けの支援として4か月間、7月から水道料金の月額基本料を無料にすると、こう発表しています。

町としては、決して便乗値上げではないことを町民に丁寧に説明し、理解してもらうことが重要であると思いますが、具体的にどのように説明し、どのように周知していくのか、次の点について伺います。

- 1、水道事業の現状と課題について。
- 2、今後の主な事業計画について。
- 3、料金改定の必要性について。
- 4、料金改定のスケジュールについて。

大きな質問の3点目、町民体育祭の開催方法の見直しについて伺います。令和5年度施政方針及び予算参考資料の事業概要において、触れ合いを合い言葉に、いつでも、どこでも、みんなのできるスポーツレクリエーションとして、開催方法を見直し、町民の体力の向上、健康の保持増進を図るために町民体育祭を開催するとしています。令和4年度においても、ほぼ同様の事業概要を掲げていたが、コロナ禍により実施できなかったと思いますが、令和5年度の実施に向けてどのように見直しを行ったのか、次の点について伺います。

- 1、従来行われてきた町民体育祭からどう変わるのか。予算計上額は、平成31年度が275万円でしたが、令和5年度は339万8,000円に増額されています。
- 2、見直す必要性、要因は何であったのか。
- 3、見直しはどのような経緯によって決められたのか。
- 4、4年ぶりかつ、新しい形での開催であると思いますが、具体的な実施体制はどのようになっているのか。

以上、1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、対話型AI「チャットGPT」に代表される生成型AI技術の導入についてお答えします。月田議員からのご質問でもお答えしましたとおり、チャットGPTなどの生成AIは、文章作成や文章の要約、誤字脱字の校正、アイデア出しなどの作業効率向上に資する可能性がある一方、個人情報や機密情報の漏えい、間違いのある回答、他人が作成した文章の流用、著作権に関わるものが含まれるなどのリスクがあります。生成AIの使用方法として、あくまで文章の素案やたたき台を示してくれる手段であり、ネット上のデータから文章の続きを確率的に予測して答えるだけなので、そのままのみにはできません。間違いや著作権に関わるものがないかなど、十分精査してから校正する必要があります。

国の方向性としても、生成AIに関する実態の把握に努め、適切な措置を講じていく必要がある。

原則として、要機密情報を取り扱うことはできない。利用には、組織の規則にのっとり、承認を得る手続が必要と述べていることから、使用に関してのルールづくりは必須となります。チャットGPTなどの生成AIの利用について、独自のガイドラインを検討し始めた自治体もあり、他自治体の検証状況や国の環境整備などの対策を見極めつつ、有用なデジタルツールの1つとして活用方法を研究していきたいと考えております。

次に、水道料金改定についてお答えいたします。まず初めに、1点目の水道事業の現状と課題についてですが、給水人口及び使用水量は年々減少しており、今後の水道事業における水道料金収入の減少は避けられない状態となっています。収益的収支において、収入では水道料金収入が約9割を占めており、支出では人件費や減価償却費等、水使用の有無によらない固定的経費が約9割を占めております。固定的経費は、毎年ほぼ同じ額を支出しておりますので、水道料金収入の増減により経営状況が変わります。資本的収支において主な収入は企業債借入となっており、支出では建設改良費が継続してかさんでいることで、令和4年度末現在の企業債残高は約20億円になります。

さらに施設の老朽化も顕著であります。本町の浄水場施設は、昭和51年に運用を開始して40年以上が経過しております。また、配水管等については、耐用年数40年を経過している管路が総延長の20%を超える割合となっており、年々増加傾向にあります。したがって、各施設の改修が課題となっています。

次に、2点目の今後の主な事業計画についてですが、老朽管更新事業に伴う耐震化と浄水場更新事業があります。まず、老朽管更新事業ですが、年々減少はしておりますが、毎年70件前後の漏水が発生しています。平成28年度から漏水が多発するエリアを優先的に耐震性のある配水管への更新を進めた結果、現在有収率は90%近くまで改善されました。耐震性のある配水管の耐用年数は100年と言われております。耐震化と同時に、長寿命化により漏水が減りますので、老朽管更新の事業を積極的に進めてまいります。

もう一つの浄水場更新事業ですが、水道施設の老朽化、耐震化及び浸水対策として、浄水場施設全体を対象とした大規模な更新を令和17年度までの期間で計画しています。

次に、3点目の料金改定の必要性ですが、水道料金収入が減少する中、現行料金を維持した場合での財政見通しは、収益的収支は令和9年度に赤字となる予測となり、資本的収支は令和7年度に補填財源が不足する予測となりました。この補填財源の半分は、前年度の利益を積み立てたものであります。今後、更新事業等で多額の事業費が必要となりますが、多くの補填財源を充てることによって、企業債借入額を減らすことができ、将来の人たちの負担も軽減できるのではないかと考えております。水道料金による収入を増大させることにより、経営を安定化させて、不足する建設改良費等の補填財源を確保するために料金改定は必要であります。

最後に、4点目の料金改定のスケジュールですが、令和6年10月1日の改定に向けて、コンサルに料金改定に係る業務委託を実施しており、今月中には料金改定率の算出結果が提示される予定とな

っております。その結果を水道事業及び公共下水道事業運営審議会に諮ることになります。その後、住民の皆様に対してパブリックコメントを実施したいと考えております。同時に大口使用者の皆様については、個別に訪問させていただき、ご意見を伺いたいと思います。パブリックコメント等実施後、再度水道事業及び公共下水道事業運営審議会に諮り、水道料金改定に係る答申をいただくことになっております。答申を受け、最終案を作成した後、今年の12月議会に料金改定議案を上程したいと考えております。

次の町民体育祭の開催方法の見直しについてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 新井議員の町民体育祭の開催方法の見直しについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の従来行われてきた町民体育祭からどう変わるのかについてお答えします。従来の体育祭は、総合運動公園の陸上競技場内で行う各種団体やブロック対抗競技が中心でありました。結果的には中止となってしまいましたが、令和3年度の町民体育祭では10種目から5種目に縮減したブロック対抗競技と、各団体やブロックで招集された選手以外にも参加できるブースプログラムを計画していました。ブースプログラムは、企業による協賛コーナーとニュースポーツの体験コーナーを考えておりました。

協賛コーナーでは、企業が健康に関する測定や啓発などを行い、体験コーナーでは年齢に関係なく、多くの方がレクリエーション的なニュースポーツの体験をしていただく内容となっていました。これらは、昨年実施した社会体育館リニューアルオープンイベントの体育館の外で実施したような形式です。5月17日、今年度の町民体育祭検討委員会を開催し、このプログラムをたたき台として検討しているところです。次回、6月の検討委員会の意見を踏まえ、決定したいと考えています。

なお、予算が増額したことについては、ブースプログラムのテントやキッチンカーを招いた飲食ブースを設置するためのテーブル等の会場設営の経費を見込んで増額したものであります。

次に、2点目の見直す必要性、要因は何であったのかについてですが、コロナ以前からブロック間の人口に差があり過ぎることや、少子高齢化に伴い選手集めが困難であること、マンネリ化していること、また一部の人しか参加できないという声等が上がっていました。令和元年度が台風により中止、令和2年度が新型コロナにより中止と、2年続けて中止となったことや、新型コロナ感染症の予防対策も考慮しなければならないことから、これを機会に町民体育祭の見直しを検討することとなったものです。

次に、3点目の見直しはどのような経緯によって決められたかについてですが、先ほど述べた事情から、町民体育祭の在り方を検討するために、令和2年11月に町民体育祭検討委員会を立ち上げました。構成員は、区長会長、体育協会会長、スポーツ推進委員会会長、校長会長、副町長、教育長、

総務課長、生涯学習課長です。令和2年11月から令和3年3月までに4回開催し、これまでの参加団体や区長会、体育協会へのアンケートを実施した結果も参考に意見交換を行いました。その結果、令和2年度検討委員会としての結論は、ブロック競技を絞って残しつつ、健康増進につながる誰でも参加できるブースをつくることとなりました。そして、令和3年度に再度委員会を立ち上げ、プログラムの内容を詰めることとしました。

令和3年度の5月に検討委員会を開催し、令和2年度の検討委員会で示されたプログラム案については了承されましたが、コロナ禍による開催の可否について協議したところ、中止という意見が多くあり、中止を決定しました。令和4年度も6月に同じプログラム案で検討委員会を開催しましたが、中止を決定したところであります。

最後に、4点目の具体的な実施体制はどのようになっているかについてですが、体育協会、スポーツ推進委員会、町職員、協賛企業による運営を考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それでは、順番を追って2回目以降の質問をさせていただきます。

まず最初に、対話型人工知能、チャットGPTに関する質問についてです。昨日の月田議員からの質問もございましたが、今も含めて前向きな答弁をいただいていないということで、その件についてちょっと突っ込んで聞いてみたいと思います。まず、先ほど町長からご説明がありました、町として今後どうするかということについて、事前にどういう皆さんによって今の方向づけをされたのか、そのことについてちょっとお伺いできればと思います。その上で、町長以下、こちらにお見えの皆さんが現在チャットGPTを使われているのかどうか、その感想についても伺えればと思います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

まず、このチャットGPT、新しい技術ということもございます。その上で、国によってもいいというふうに、あるいは日本などはルールづくりが必要だというような国もございます。そうしたことも踏まえて、これからどうしていくかというところではございますけれども、新しい技術であるということで、その上で個人情報の漏えいの可能性もある。そうしたこともあり、便利は便利でありますけれども、危険性はあるというようなものとなっております。このため、ご質問いただいたところではありますけれども、当企画課内に職員が10名いますけれども、その中で使った者、何名いるかと聞きますと、3名というような回答でございました。使ってみて、もろ手を挙げてという職員もなかなかいなかったというのも事実でございます。その上で、これをどうしていくかということを今考え始めたところでございますので、真っ先に実施する、あるいは全く実施しない、こういった判断を今現在ではしているという状況でもございませぬ。こういった技術が始まった。それをどうしていくかと

いうことを考え始めたと、そういう段階だということでご理解いただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私の質問を受けて、担当の課長としてチャットGPTの導入に伴うメリット、行政に対して。それに対して現状どう把握されていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） メリットという点につきましては、先ほど答弁でもございましたけれども、文章の校正、あるいは何かに対しますアイデア出し、こういったものというのはメリットがあるのであるというふうにも思っております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） ちなみに課長は使われていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 私は使用はしておりません。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） まず、先ほど、昨日の月田議員に対する答弁もそうなのですが、マイナス要因の説明があると。慎重にならざるを得ないというようなことで、これから研究するのだということなのですが、少なくとも2人の議員からこの件について質問しているわけです。それについて、先ほどのメリットについてどう考えるかということについても、もっとずっとマイナスをプラスに変えるというか、もっとそれをカバーするだけのメリットが実際にこの方法にはあると思うのです。

1つは、まず24時間対応できますよと。チャットGPTは24時間稼働すると、利用者がいつでも質問に対して問い合わせることはできるし、自治体の業務時間外や休日でもサポートを提供することができると。これ行政として採用した場合です。それから、負荷の軽減、問合せや情報提供を担当することで、自治体の担当者への負荷を軽減することが確実にできると。繰り返しの質問や基本的な情報提供など、比較的簡単な業務を自動化することで、自治体のスタッフは重要な業務に集中できます。

迅速な回答ができます。高速かつ即時的な回答を提供することができる。利用者の質問に対しては、すぐに返答することができ、待ち時間を減らし、効率的な情報提供が可能です。多言語対応、これも可能です。外国人住民を含む対象とする場合、言語の壁を乗り越えて情報提供やサポートを行うこと

ができる。それから、継続的な改善ができるということで、チャットA Iは学習能力を持っているために利用者からのフィードバックや過去のやり取りから学んだことを学習し、質問への回答を改善することができます。より使いやすく、効果的なチャットA Iを開発するためのデータとして活用することができます。ぱっと出ただけでもこれだけのメリットがあるのです。それについては課長、どんな認識でしょうか。みんな既に分かっていることでの今までの答えなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） ご指摘いただきますように、お問合せに対しての迅速な回答という点は私も承知させていただいております。

一部報道などによりますと、カスタマーセンター的なものについて今後活用の道もあるのではないかと。ご質問いただくように、24時間回答いただけるということもメリットであろうかというふうにも認識はしております。ただ、そのお答えする内容につきまして、やはり町として例えばお問い合わせいただいた、それに対します回答につきましては、しっかりとした中身を確認する必要というのでもあるのではというふうにも考えております。そうしたことも踏まえ、これからどうしていくのか、今これから考え始めているという状況だということでございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 個別にどう答えるかということはこのA Iチャットに任せるということではなくて、業務に取り入れることで今の全体のことがスムーズにいくのだということを確認していただければと思うのです。

それから、昨日もあつたのですけれども、現状こんな問題があるよということについてなのですが、最初先行したのが先ほどのチャットGPTなのですが、その後、米マイクロソフト社のビング、それから現在は米グーグル社のバードという新しい対話型A Iということが、今最近、特にまた飛躍的に伸びているということですが、例えばビングでいいますと、会話のスタイルがより創造的に、それからよりバランスよく、より厳密にという3つの中から答えをこちらで選択して選ぶことができます。それから、選ばれた回答に対して、その回答をどこから持ち出したか。出典元まですぐ見れます。ですから、この回答が正しいかどうかをこちら側が確認できるのです。例えば玉村町のことについて、ある回答をビングに求めますと、答えた最後に玉村町ホームページとか、そこまで出るのです。そうすると、その正誤を確認することもできます。ですから、先ほど言った誤った情報だということについても、こちら側が使い勝手によって確認できるのです。そういう機能まで新しい方法はなっています。

それから、それを安易にまだ早いと、よその状況を見てからだという判断は、私は今の時点で間違っているなど、こう思います。現状問題になっていることは、正確性だとか著作権や個人情報の問題、

いろいろ解決するすべがあると思います。それから、玉村町がそれを導入することを考えた場合に、個人情報漏れるのが心配だと、町のです。町の個人情報。でも、それは入れるほう、使用者側が入れない限り絶対漏れないわけです。ですから、町の職員さんが使うときに、こういうことは注意して絶対やらないよということになれば、少なくとも玉村町の個人情報が外部に漏れることはないということですから、その辺も分かってもらいたいなと思っています。

それから、こういう形の中で群馬県内で先行している自治体についてどういうふうに把握されていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 報道の限りでございますけれども、藤岡市さんにつきましては取り組んでいきたい。そのほか市部ということになりますけれども、取組に前向きであるという自治体、それから現状ではまだ考えていないという自治体、それぞれあるということで認識をしております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 最近では、新聞上でいろいろあると思いますが、私が確認しているところでは、5月16日の上毛新聞によりますと、現状で前向きに考えている自治体が前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市と、現時点では考えていないところが伊勢崎市、太田市、渋川市でした。それから、5月29日の県議会における答弁で、県の岡田デジタルトランスフォーメーション推進監が、積極的な活用を検討することを改めて示したと。その上で、具体的な場面として、議事録の要約や挨拶文案の作成、アンケートの結果の分類等が想定される。一方で誤った文章の作成や権利の侵害なども懸念されるとして、個人情報や機密情報を入力しないことなどの注意事項について職員の周知を図りながら、業務の効率化や行政サービスの質の向上につなげていく考えを示したと、こう県でも述べています。

現在、藤岡市が試行を始めたと、4月28日から。6月いっぱい進めるということですが、県内で一番先に始めている藤岡市の現状はどんなことをやっているかということについて、何か情報を入手していますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） こちらでも報道の内容にとどまっております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） その報道の内容はどのようなことですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 文章の校正につきましては、大分いい点ができています。一方で、いろいろな課題といったものもあるというところを見極めて、今後使っていくかどうかというのも踏まえて検討していくというような情報でございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私が最初確認したときは、政策立案や議会答弁の作成の活用に向けて、4月末から試験的に運用を開始するということでした。その時点で、使ってみて駄目だと判断すればやめることもある。まずは、試した上で業務の効率化につながり、少しでも業務負担の軽減や改善につながっていければと、こういうふうに市長が話しています。

それで、実は昨日、1か月が経過した時点で藤岡市の行革デジタル推進課に問合せをしてみました。4月28日から6月30日まで試験的に運用して、現在も運用が続いていると。それで、藤岡市が始めるに当たってどうだったか。対話型人工知能AIの業務の試験運用を開始した。午前9時に注意点を庁内に一斉通知し、通知に対話型AIは業務の効率の向上などが見込まれる一方、情報の漏えいなどに留意する必要があることなどを明記したと。通知では、制限事項として、1、業務上の機密情報や個人情報を入力しない。2、情報の真偽は必ず確認する。3、画像などのデータは著作権や肖像権に注意することを挙げたと。こういうことで運用を始めたということです。

その上で、6月末まで行うのですが、その最後に、現在もう始まっているのですが、全職員にアンケートへの回答を求めていると。現状では、まだ市としては始めているわけではないのですが、試験運用ですから。ただ、個人ではみんながアカウントを取得して、使い始めていると。圧倒的に多いのが便利に使えと。間違いがある、正確な答えを導くには聞き方が難しい等々が今事務局に聞こえてきているようです。いずれも使わないと分からない情報です。その中で、実際に使う職員の意見がまず大事になるということで、導入の可否に向けての検討方法として一番適切なこと、それを把握するために現在やっているということです。

町としても、最初から何となく後ろ向きということではなくて、この利便性は使ってみると本当に便利だと思います。私今回、自分で一般質問をつくらせるとか、あるいは皆さん、どんな答えをするのかとか、それを自分で入れると瞬時に答えが出てくるのです。その答えを参考にして、全く白紙から考えるよりは、はるかに作業が楽です。そういうことで使えば、絶対町の職員の皆さんも便利なことに気づいていただけるのではないかと思います。それを含めて、町長、どんなお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） この人工知能が話題になったのは4月くらいからでした。これは、いろんな意味で異次元という言葉、異次元の財政出動など、いろんなことがありましたけれども、まさに人工

知能は異次元の技術だと思っています。

そういう中で、今、新井議員がおっしゃったことは、まさに大体そのとおりなのですけれども、しかしこれをよく見ると、極めて情報収集力が高い。それから、分析能力が極めて高い。それが1つのいろんな情報を取って、それを分析が瞬時にできるような形。しかし、その内容は確率的に取っていくわけで、AI自体には感情はありませんから、その確率的なもの、統計的なものを回答として答えているにすぎないわけです。だから、収集するものによって回答が変わってくる。逆に言うと、こういった回答をしてほしいなという形で、その情報を入れるということだってできかねない。世論操作すらもできかねないような、非常によくできた技術だと思うのです。

今この技術が始まった以上、禁止しても、禁止すればするほど見たくなるというのが人間の常で、これは恐らく止まっていくことはできない。今、これを抑えるのは、開発する人たちの倫理性、道義性くらいしかブレーキをかけることができない。今、現実には懸賞小説といえますか、もうアメリカでは懸賞小説の募集を停止したところもあります。チャットで作ってしまえば、すばらしいのを作ってしまう。この前は、国防総省の近くで爆破の写真が出ましたけれども、それで株が下がるぐらいの。しかし、これはAIが作ったものだと後で分かったとか、もう何かちょっといろんなことがすご過ぎて、前のめりでやる気持ちは当然あるのですけれども、きちんとこの人工知能というのはどういった働きであって、やっぱり技術にすぎないのです。だけれども、あまりにもすごい技術というのは、人間でもそういった自動システムに過剰評価してしまうという、認知のゆがみみたいのがあるので、そういう意味においては便利、効率だけで行政が前のめりにいいのかなという思いがあります。きちんと点検した上で入っていくのが、住民サービスではないのかなという、そういう思いもあります。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 今、町長がお話しされたのも確かに事実ですが、私はもっと小さいレベルで考えていいのではないかと思うのです。まず、町としてどうだということです。

例えば、裁判でその文例が間違っただけで情報が伝わったとか、いろんな問題が今、全世界で確かに問題になっている。国レベルでもどうしようかということで対応を始めているということですが、私はもっと身近に、玉村町としてこれを行政で使えることができないかどうかという検討に絞って考えていただければいいのだらうと思います。

先ほど藤岡市の例にあったように、要するに皆さんがこれを使うに当たって気をつければ、先ほどの問題になっている部分は全部解決できるのです、少なくとも。要するに間違っているかどうかを確認する。それから、自分で個人情報なり、機密情報を入力しない。要は、藤岡市長が職員の皆さんを信頼して、おまえたち使ってみると。その結果、みんなでアンケート、答えを出し合っただけでどうするか決めようという状況。私は、当然その方法で町もぜひ進めてもらいたいなと、町としてどうなのだと

いうことでいいと思うのです。要するに世界的なレベルでいろいろ議論になっている問題は、現状では要らないと思います。もう一度含めて、町長、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、副町長を中心に研究させてもらっています。

今、私分からないのは、非常にワールドワイド、世界的な規模で通用するものを町単独だけでブロックして使えるのかなとか、いろんなそういうことも踏まえて研究、とにかく人工知能というものがまだできていますので。それで、私が一番妄想的に恐れているのは、これが人工知能の入り口です。どんどん、どんどん改善されて、人智に迫り、ないしは人智を超えるようなことがあると、これはまた穏やかなことにならないのではないかなと、そこまで考えて、もう私なんかはコンピューターというのが人生の半分ぐらいのときで出てきて、ああ、すごいなと思った。ところが、三十数年たったら人工知能まで来てしまったわけです。今生まれた子供たちは、もう人工知能のこの世界で動いていくわけだから、そういう意味でその人工知能を当然の世界で生きていく子供たちのためにも、我々の世代はきちっと検証していく必要があるのではないかなと、その上で使っていきべきだと思っています。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私としては、玉村町として使えるかどうかということについて、皆さんともう一度打ち合わせしていただきたいなと思います。

最後に、皆さん今GPTを使われている課長さん方はどのくらいおられますか。挙手していただだけますか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 分かりました。先ほどの議論の中で、使ってみたら本当に素晴らしいです。私は率直にそう思っています。ですから、私がこういう質問、月田議員も実は質問しているわけです。そうしたら、ではチャットGPTとは何だということで、皆さん自分でやってみるくらいのことをしていただきたいなというふうに思います。ぜひやってみてください。その上で、また町長を含めて、今後町としてどういう対応ができるかについて検討していただければなと思います。

それでは、時間も過ぎていきますので、次に2点目の質問、水道料金の改定について伺います。令和4年の7月4日に総務経済常任委員会で所管事務調査を行いました。その結果が、今回の料金改定に伴う説明の中にどういう形で反映されているのかについて、何点か伺いたいと思います。

まず、1点目ですが、瞬時停電対策として、新配水塔、高架水槽を造るという計画になっていますが、この高架水槽の容量、それから景観やデザインも考慮する必要があるため、PC造の配水塔案に

についても引き続き検討を行うと。現状ではステンレス製の配水塔に、高架水槽になっているかと思うのですが、P C造の配水塔案についても検討するという事は、現状は今どういう形になっていますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） P C造の検討についてお答えいたします。

現在、水道塔、高架水槽はP C造となっております。それと比較しまして、提案としてステンレス造、こちらを検討しているのですけれども、やはりそれぞれの特徴と、それからデメリットとございます。R C造につきましては、構築するに当たりましての費用は安く済むのですが、その後の維持管理、こちらについての費用がかさむということと、ステンレスにつきましては設置するのに高価であるということに加えて、やはり光沢が非常にありますので、そういった景観、そちらのほうの内容も検討してございます。ただし、先ほど基本構想、基本設計、こちらの中でいろいろと検討しまして、実は現在PPP/PFIの可能性調査というところを実施しておりますので、そちらを含めまして今後決定していくという予定でございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 民間活力を使う、PPP/PFIと、その検討結果がどうなのですかということもお聞きしたいと思ったのですが、それも含めて今その中で1つの議論がされているということでもよろしいのでしょうか。分かりました。

もう一点は、浄水場処理方式の検討、従来方式と無薬注方式、これについても実証結果を踏まえて結論を出すという状況でしたが、現状はどうなっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 今お話しされたとおり、従来方式、こちらについては薬剤を注入しまして水道水をつくるという方法、また現在、無薬注方式、こちらは生物的にいろいろなものを分解するという方法で検討しております。

先ほど申し上げたとおり、こちらの内容につきましてもPPP/PFIの導入の検討に合わせまして、最終的に決定するというところです。ただし、今のところ方針としましては、やはり水道水、いろいろとこれまでも飲料水としての質を高めたいという町民の皆様からのご意見がございますので、やはりそういったところを重視しながら結論を出していきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 同じ報告書の中で料金の改定についてなのですが、令和6年度に30%、13年

度に30%、17年度に30%と、こういう形で段階的に引き上げることがあります。

それから、料金体系については単一料金で口径別料金ということで、これについて見直しの必要性があると、こうしていますが、単一料金でやっているのは群馬県でも玉村町だけだと。このことについていつからそうになっているのか。それから、その理由がなぜそうになっていたのかについて教えてください。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 料金の体系についてお答えいたします。

浄水場が建設されまして、こちらの水道料金に最初に設定したのが昭和51年となっています。その当時から、この口径別という方法を取ってまいりました。その間、6度ほど料金の改定を実施しております。中には、消費税が導入される折、消費税相当額ということで金額を下げたということもございます。ただ、方法につきましては、やはり口径別の単一方法を取ってまいりました。現在、経営戦略、またはこの料金改定に向けて、この辺の方法について、これが皆様に対しての負担が果たして軽減されるのか、またはこちらが必要としている経費が生み出されるのかというところも踏まえまして、現在検討しているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それでは、続いて今年の4月ですか、水道料金改定について全協で説明を受けましたが、そのことについて伺います。

まず1つは、経営健全化への取組ということで、広域化の検討をするということになっています。この広域化に対する検討、これは現状どういうふうになっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 広域化につきましては、現在やはり国、県から各団体に問合せ、またはそういった検討会議が設けられております。

今年度におきましても、実は群馬県内でこういった広域化についての協議会がございました。ただし、その枠組みにつきましては、やはり各団体、各市町村は非常に大きな課題を占めているというところがございます。また、当町につきましては、浄水場が1か所、中央浄水場のみとなっています。この広域化についてのやはり一番求められているところというのが、今、市町村によってはいろいろなところで水道をつくり出す施設がある。これをよりコンパクトに、統合して開放して、そういったところのメリットを生かしていこうということが主にございますので、当町においてのその辺のメリットは現在のところございません。ただし、やはり安定した供給、水道を保っていくためには、そういった広域化についての協議は随時参加していきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 県央第二水道から接続している受水量、この量は全体のこれからの計画に大きく絡んでくるのだと思いますが、現状引き込んでいる比率と、これからそれを増やすとか、そういう計画は現状であるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 県央第二水道からの受水量についてお答えいたします。

現在、1日当たり約2,300立米、県央第二水道から受給しております。こちらは、最大9,590立米というところまで受給はできるのですが、こちらは県のほうの施設が全て完成したときの値となっておりますので、現状こちらについては難しいと考えております。

そして、こちらの第二水道の量については、今現在、検討しておりますこれからの浄水場の更新、こちらに多く関連してまいります。今この量で抑えている今の量、約17%から18%の割合になっているのですが、こちらを高めない理由としましては、やはり町の水をつくる過程、地下水からほぼつくっているわけですけれども、こちらの価格については少し県央から受給するよりも安くできているというところがございます。ですので、今後基本構想、基本設計にも盛り込まれているのですが、そういった県央からの受水量、または今後更新したときの町のほうの水道の価格と、こちらも含めまして検討しておりますので、現在の状況については以上ということです。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それでは、同じ報告書の中で調定の状況というのがあります。その中で口径別の使用状況に応じた適切な料金設定を行うことが望ましいと、こういう方向づけができていますが、口径別の戸数、今もらった資料の中で口径別1件当たり調定水量ということで13ミリから100ミリまでのグラフがあります。水量は圧倒的にももちろん100ミリが多いのですが、要するに戸数でいうと13ミリから100ミリまでがどのくらいの数になっているのですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） それでは、口径別について、調定の内容からして調定件数を申し上げます。

13ミリ、20ミリ、25ミリ、30ミリ、40ミリ、50ミリ、75ミリ、100ミリとある中で、全体で1万6,512件ございます。内訳としまして、13ミリから1万2,109件、20ミリが4,082件、25ミリが161件、30ミリが42件、40ミリが78件、50ミリが27件、75ミリが12件、100ミリについては1件ということになっております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 分かりました。今の戸数を調べた上で、今回の料金改定によってどういうメリットが町にとってあるのか。例えば13ミリ、20ミリくらいの方が圧倒的に数として多いわけですから、先ほど大きな消費をしている業者さんとも打合せを始めたということがありましたが、できるだけ利用者が多いところにしわ寄せが行かないように、それはぜひ検討する上で考えていただければなと思います。

いずれにしても、こういう状況の中ですから、少なくとも便乗値上げだと、そういう答えが皆さんに持たれないように、十分な説明、準備をしていただきたいなと思います。

それから、最後になってしまったのですが、体育祭について触れてみたいと思います。先ほど教育長から説明を受けまして、私が考えていた以上にいろんな検討が進んでいるのだなと思いました。実は、この質問をするに当たって、何人かに聞いたのですが、現状これから新しい体育祭がどういうことになるのだということをほとんどの方が認識していません。区長さん方もそうでした。ですから、今まで進んでいること、先ほど伺って、多少安心しました。そういう意味でいうと、新しい形、こうするのだということをぜひ皆さんに徹底してください、早めに。

それともう一つ、現状のプログラムだと、もしかしたらお昼が出ない、午前中に終わってしまうのではないかというような話もあります。それで、昔から体育祭なんか私もずっと行っている中で、お昼の時間はすごく大事なのです。コミュニケーションを取るとかそういう意味で。それから、お弁当が出ないとお年寄りも来ないのではないかと、こんな意見もあります。ですから、それはぜひまた30日ですか、区長さんを交えて打合せがあるようですから、その辺も含めてぜひご検討いただければなと思います。せっかく新しい形になるということですから、今まで以上に大勢の皆さんが参加していただける体育祭になるように、町を挙げて努力していただきたいなということを申し上げて、終わりにしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 議席番号7番備前島久仁子でございます。やっとなマスクも取れて、快適

な生活が送れるようになるといいかなと思いますけれども。今日は雨の中、傍聴の皆様、ありがとうございます。しっかりと町政に訴えてまいりたいと思っております。

まず、高齢化社会に向けてということで、町で取り組むフレイル予防への対策について伺います。日本では、高齢化社会の到来により、医療費の圧迫や施設の不足等、様々な課題が生まれております。健康寿命を延ばすために、フレイル予防や地域での筋力トレーニング、ウォーキング、ボランティア活動に参加するよう呼びかけることが大切であり、多方面からのケアが必要だと感じます。フレイル予防の3つの柱には、栄養、これは食と口腔衛生があります。そして、運動、それから社会参加があります。町で取り組むフレイル予防への対策はどのようなものがあるのか、伺います。

次に、2番目としまして、高齢者スポーツ団体への補助金制度の充実を求める質問をいたします。玉村町では、高齢者スポーツ愛好家が多く、個々が健康寿命を延ばそうという意識が高いと感じます。特にグラウンドゴルフ場はきれいに整備されていることから、グラウンドゴルフ愛好家の数は多くて、80代の高齢者が元気にグラウンドを走り回る姿を見ますと、町に高齢者スポーツを応援してほしいと考えます。また、高齢者スポーツ愛好家は、医療費の削減にも貢献していることから、グラウンドゴルフ、野球、テニスなどの高齢者スポーツを行っている団体に支援をするべきだと考えます。町は、スポーツの町たまむらを掲げて、高齢者スポーツを応援する意向はあるのかどうか、伺います。

また、高齢者スポーツ団体への補助金制度を設けて、必要な備品や用具を購入できるよう支援をする意向はあるのか、伺います。

次に、3番目といたしまして、コンビニとの包括連携協定について伺います。町は、セブンーイレブン・ジャパンと包括連携協定を結んでいます。その内容はどのようなものか、伺います。

災害時の支援として、セブンーイレブン・ジャパンに水や食料、必要物資の提供、トイレの使用等の支援は求められるのかどうか、伺います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、高齢化社会へ向けて町で取り組むフレイル予防への対策への質問についてお答えします。まず、フレイルとは、加齢や病気などにより身体的機能や認知機能が低下し、ふだんの生活にも影響が出る状態のことと言われております。備前島議員のご質問にもあるとおり、健康寿命を延ばすためにも要支援、要介護状態にならないよう、町としてもフレイル予防が重要であると認識し、取り組んでいます。

特にフレイル対策の3つの柱は、備前島議員のご指摘にもありますように、栄養、食と口腔です。それから、運動、社会参加です。この3年間、新型コロナウイルス感染予防の影響で自宅に閉じ籠もりがちになり、筋力の低下など心身が衰える、いわゆるフレイル状態になる可能性が一層高まること

が想定されていまして。この対策として、現在もFMたまむらのご協力の下、自宅でも運動に取り組めるよう、平日9時から1時間、筋力トレーニングとストレッチング、ぐんまの風体操を放送し、高齢者の体力の維持向上に努めております。また、町内で行われている筋力向上トレーニングにつきましては、住民主体で介護予防に取り組んでいただいている状況ではありますが、地域包括支援センターの保健師、歯科衛生士、理学療法士等の職員が適宜会場を訪問して、運動指導や口腔機能向上指導、大学教授によるフレイル予防対策の講話などを行うなど、町からの情報提供や必要な支援を行っております。

今後も引き続きフレイル予防、筋力トレーニングの有効性を周知するとともに、屋外で手軽に家庭でも簡単にできるぐんまの風体操やおぞらストレッチングのような運動の紹介及び運動指導、様々な健康講座等を実施してまいります。

なお、ぐんまの風体操やおぞらストレッチングにつきましては、参加者が親しみやすい音楽に合わせて、効果的にフレイル予防体操やストレッチングが行えるよう、町職員が独自に考案したものであり、参加者の皆さんからも大変好評を得ています。成果といたしましては、当初、屋外において上記の体操等を行っている地区や団体は2か所だけでしたが、現在6か所に増え、徐々にではありますが、町民の皆様に浸透していったのではないかと実感しています。

また、はつらつ健康教室においても、備前島議員のご指摘されたフレイル対策の3つの柱を重点に置き、その内容については十分精査し、フレイル対策を組み入れて開催するとともに、ふれあいの居場所や筋トレ会場におきましてフレイル予防講座や認知症予防教室の開催、歯科衛生士による口腔ケア、栄養士による栄養指導等を行い、健康寿命を延ばす事業も行っております。高齢者による社会貢献活動や社会参加を促進することは、同時にフレイル及び介護予防、認知症予防の効果が生まれ、それらが高齢者の健康増進と生きがいがいづくりにも結びつき、健康寿命の延伸に寄与するものと考えられます。町としても、元気な高齢者が地域の支え手、担い手として活躍できる地域をつくっていくことが重要であると認識しております。

そこで、フレイル予防の知識や技術を習得する健康サポーター養成講座を毎年開催し、担い手の養成にも力を入れております。高齢者の社会参加として、先ほど述べた以外にも居場所づくりや認知症カフェ、筋力トレーニング、おぞら体操、各小学校区に設置されている地域支え合いネットワーク会議があり、それら事業の推進と普及、啓発を図っていきたくと考えています。

なお、後期高齢者健康診査においては、生活習慣病の検査項目にフレイルに着目した質問票を加えたものを令和2年度より実施しております。今後も広報等におけるフレイル予防の周知はじめ、継続的、持続的にフレイル予防及び介護予防事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次の健康増進推進事業としてスポーツの町たまむらを掲げ、高齢者スポーツ団体への補助金制度の充実についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定における災害時の支援の充実についてのご質

問にお答えいたします。まず初めに、1点目のセブン-イレブン・ジャパンと包括連携協定を結んでいるが、その内容はどのようなものかについてお答えいたします。株式会社セブン-イレブン・ジャパン様とは、双方の持つ資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、地域の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的として、平成31年2月21日に協定を締結いたしました。

具体的な連携事項といたしましては、地元産品を生かした地産地消や町産品の販売促進、食を通じた町民の健康増進、高齢者の就労支援、地域の見守り、防災、防犯に関することなど幅広い分野で連携協定を行っていくこととしております。協定に基づきまして、これまで町内のセブン-イレブン各店舗に町健康情報コーナー設置させてもらい、身近なコンビニでの健康情報発信にご協力いただいております。高齢者の就労支援説明会を共同開催したりといった連携を行ってきました。

次に、2点目の災害時の支援として、セブン-イレブン・ジャパンに水や食料、必要物資の提供、トイレの使用等の支援は求められるのかについてお答えいたします。この包括連携協定では、災害時の被災者や帰宅困難者に対する支援として、コンビニ店舗での水道やトイレの使用及び町が発信する災害情報等の周知協力について支援をいただけることになっております。水や食料、必要物資の提供については含まれておりませんので、今後協議してまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 備前島久仁子議員の健康増進推進事業として、「スポーツの町たまむら」を掲げ、高齢者スポーツ（グラウンドゴルフ等）団体への補助金制度の充実についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、町はスポーツの町たまむらを掲げ、高齢者スポーツを応援する意向はあるかについてのご質問ですが、町では以前から町民1人1スポーツを掲げ、高齢者に限らず、子供から大人まで全町民のスポーツを応援するため、町民大会や各種教室などを行っています。また、令和3年度には、社会体育館の大規模改修を行い、令和5年度から指定管理者による運営でさらなるサービスの向上に努めているところであります。高齢者に対する施策では、スポーツを継続しやすい環境整備として、令和元年10月にこれまで社会体育館など有料だった65歳以上の方が、個人で利用する場合の無料化を図り、支援してまいりました。今後もB&G海洋センターなど、施設の計画的改修を行い、スポーツをする環境整備に努めてまいります。

次に、高齢者スポーツ団体への補助金制度を設け、必要な備品や用具を購入できるよう支援をする意向はあるかについてのご質問ですが、補助金は特定の事業や活動を支援するために公益上必要があると認められる場合に限って支出するものであり、その必要性や効果、妥当性が十分認められるものでなければならないと考えております。現在、玉村町体育協会には、グラウンドゴルフをはじめ16の競技団体が加盟しております。町は、体育協会に対し、各競技の町民大会、教室の事業開催を委託し、

体育協会から各種団体に大会運営費が支出されております。通常の活動に対して補助金を支出することは、その目的や用途に照らして必要性や妥当性を検証する必要があります。また、他の団体との平等性の観点から、グラウンドゴルフ、野球など高齢者スポーツ団体に限定して支出するのは難しいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） それでは、自席より2回目の質問をさせていただきたいと思います。

玉村町では、様々な観点でフレイル予防に取り組んでいるということでもありますけれども、健康福祉課長自らがラジオ体操が始まるよということでフェイスブックで呼びかけております。あのようラジオ体操をみんなでやろうよという、その課長さん自身が呼びかけるととてもいいことだと思いますけれども、いずれそちらの皆さんも高齢者になっていくわけで、自分の体調管理もやっぱり必要なわけです。この中で、皆さんの中で、継続的にスポーツをやっている課長さんはどのくらいいるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 手を挙げてもいいと思いますけれども、皆さんも高齢者になるので、そのフレイル予防の対策の1つとして皆さん自身はやっておられますかということ投げかけたわけなので、やっておられる課長さんは、はいと手を挙げられればいいだけのことと思いますけれども。

やっぱり高齢者になってからすぐそれを始めるということは、ふだんやっていなかったら難しいです。自分は65になった、75になった、では今から健康のために何かをやるぞというのではなくて、これは継続です。だんだん、だんだん体力も筋力も落ちてきますので、そのときにやるというよりも継続。その継続を支援していくということで町は呼びかけたり、筋トレを公民館でやりましょうよと、高齢者の方に引き籠もらないようにということで居場所づくりも提供したりしているのではないですか。ですから、継続をするためには、今から皆さんもやっておかれる必要があります。もちろんこちら側の議員の皆さんもそうですけれども、私たちも住民でありますので、フレイル予防という観点では何かをやりましょうということで町でいろいろ取り組んでいらっしゃるということでありますので、

どうぞ継続してそれをやっていただきたいなというふうに思います。

では、簡単ですけれども、次の問題に入ってまいります。スポーツの町たまむらということで、大変高齢者の人たちが玉村町で元気に頑張っておられます。もちろんグラウンドゴルフの人口が大変多いかと思えますけれども、野球ですとかソフト、そしてテニス、高齢者のスポーツとしては幾つかあります。今、体協の中で16団体あるということでもありますけれども、町長、この間の町長の座談会の中でも、玉村町はこれといった特色がそんなに見受けられないと。住みやすい町だけれどもという質問があったと思うのです。その中で、私はスポーツの町たまむら、玉村町を本当にスポーツで応援していくよ、特に高齢者のスポーツを応援していくよということで掲げるのは本当に簡単でありますし、呼びかければいいことでもありますので、それは健康増進のためにも、また今後高齢者社会になって大変一番心配している支出が多いものはやはり医療費がどんどん上がっていくということではないかと思えますが、町長、いかが感じますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 何を答えればいいでしょうか。高齢化して医療費が。それは誰しも健康寿命を延ばして生きたいという思いは誰しも。そのためにその人に合った体の動かし方、スポーツということをしているのだと思います。

それで、やはりそういったことができる環境を、玉村町はサイクリングロードはある、公園も北部公園、東部公園、それから水辺の森、総合運動公園、根石公園、ほかにもたくさんあります。そういうところをたくさん利用して、やっぱりそこで会った人とのコミュニケーションを深めると。健康寿命というのは、やはり人とつながることなのです。あとは、動かす、ちょっと坂道があるといいらしいですけれども、そういう意味でいろんな工夫をしながら自分の健康寿命を延ばすために取り組んでいただける。そのような状況を町も応援していこうと思っています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） ですから、1人1スポーツということで貫井町長のときですか、始められましたけれども、スポーツの町たまむらというのもぜひ掲げていただいて、そしてスポーツを推進し、そしてみんなで健康になっていこうという明確な目的を掲げていただければ、もっと町民がスポーツする意識が高まるのではないかなと思って、ぜひこれはお願いしたいと思っています。医療費の削減になります、必ず。

それから、先ほど教育長に答弁いただきましたけれども、もちろん少年のサッカーですとかテニスとか、あらゆるスポーツがあるのはもちろん承知しておりまして、私もスポーツが大好きですので、いろいろ取組をしております。高齢者の団体だけに補助金をつけるということが公益上必要とされるかということであって、そして体協に16団体、今加盟しているということで、大会の運営費という

のは補助が出ているということでありましてけれども、非常に高齢化社会になってきて、その方たちが外に出てスポーツをして、そして健康寿命を延ばすということは、医療費の削減にも絶対につながっているのです。それは少年サッカーだとか野球とか、子供たちが成長の過程でやっていくスポーツとはまた意味合いがかなり違うのです、同じスポーツをやっている。ですから、その方たちが大会のときには大会運営の補助金が出るけれども、週に2回ずつくらい、2回、3回、毎日のように練習をしている方たちもおります。グラウンドゴルフもそうですし、今日後ろにお見えになっている方で、玉村町の球友クラブという野球クラブに入っていらっしゃる方もいますけれども、常日頃から練習をして大会に臨むわけで、大会のときだけの補助金というよりも、高齢者の団体、例えば平均年齢が65歳とか70歳、そして10人そろっている高齢者のスポーツ団体に常日頃から練習ができるように、例えば野球だったらバットを買いたいとか、ミットを買いたいとか、グラウンドゴルフであればスコアをつけるスコア板、ああいうものが老朽化したから買いたいとか、そういうものに補助金を充てられるように、日頃のスポーツの環境に補助金を、これ多い補助金でなくてもいいと思うのです。幾つもあるのですから。町長、ちゃんと聞いてください。年に5万円や10万円、1つの団体につけて、そしてこれが医療費の削減につながり、高齢化社会に適していくのであれば、これは少年野球のスポーツとまた違いますので、10人以上の団体、平均年齢70歳以上の団体、そして月に2回、3回練習しているような団体、日頃の練習のときに使えるようなものに補助金を充てられるように、これはあっても公益性、公益上、かなり必要と思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、日本社会は、少子高齢化という大きな動きの中でたくさんの課題を抱えています。特に少子化ということでも人口が減少していけば、今の社会のありようが維持できなくなってしまうということで、少子化という形での1つの踏み込んだ政策もしているわけですが、一方で日本社会の戦後を築いてきたのは団塊の世代の方々の大きな固まりが、いろんな経済や様々なところで日本に影響してきたのです。団塊の世代の方々が今、晩年期、そして最晩年期に差し加かろうというのがこの数年だと思うのです。

そういう中で、スポーツもそうですけれども、そういった福祉政策としてその方々をどんな形で応援していくか、そういう方々が取り組んでいることにどういう支援の仕方があるかということは1つの考え方だと思います。そのことにより、健康寿命を延ばして、医療負担を軽減するという意味があるのであれば、様々なことは考えていいのではないかなという気はします。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今考えてもいいかなと言われましたので、しっかり考えていただけますか。私、この質問を何度もしているのですけれども、今までもあやふやでした。しっかり考えるので

あれば、どのような団体にどのくらいの基準をちゃんとつくって、そしてそれが医療費の削減、そして健康寿命を延ばすという、これは目的です。その目的のための1つの手段といいますか、そのために応援するという事ですから、非常にこれは公益上は有効だと私は思いますが、もう一度はっきり聞かせてください。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 要するに高齢化が進む中での団塊の世代の方々に対する応援というのは、どういう形でしていったらいいのかな。そのことが偏りのない、一方で子育て支援ばかりやっているのではなく、やはり高齢の人も伸び伸びとこの町で生きていくという、その姿を見てもらうことが子育てする世代の応援にもなると思いますので、そういうトータルな観点から検討していく余地があるかと思えます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 大変のりくらりとほぐらかされたような感じがいたしますけれども、私は真剣に質問しているのです、町長。真剣に質問しているのです。分かりますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） のりくらりと答えているわけではないのです。私は常に大体こういう大きなところからくくってくる考え方で、全体から見てやはり高齢者対応は必要ではないかということです。具体的にどうするかというのはここではもちろん言えません。そんな早とちりなことになってしまうから。しかし、本当に晩年期、最晩年期に差しかかっている団塊の世代に対する敬意を踏まえて、町としてどんなことができるかというのは大事なことだと思っています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 前向きに検討していただけたと思います。

犬を連れて散歩ですとかウォーキングですとかサイクリングですとか、本当にいろいろたくさんの方がトレーニングしたり、試合をしたりしているのも常日頃から見ております。ただ、野球であれ、グラウンドゴルフであれ、テニスであれ、まとまった人数の人たちが通年ちゃんと練習して、そして健康維持をされているという、そういう団体には補助金の制度があって、そして医療費削減につなげていただければいいかなと思ひまして、今回も質問をさせていただきましたし、ぜひそれを応援していただきたいという思いが強いので、何とか検討していただければと思っております。

次に、災害時のコンビニとの協定について伺います。災害対策基本法に基づいて、コンビニというのは指定公共機関という役割もあるそうです。そして、災害時に自治体や国などからの要請に応じて、

災害時の帰宅支援ステーションとして支援物資の調達、また被災地への供給などを期待されるということでもありますけれども、コンビニの大手3社にはこれがあるということなのですが、コンビニ大手3社というのは町長ご存じでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） ローソン、ファミリーマート、それからセブン—イレブンです。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） ピンポンです。セブン—イレブン、ローソン、ファミリーマート、これらは玉村町にあります。コンビニ大手3社というそうですけれども、ここはやっぱり災害対策基本法に基づく指定公共機関というふうな役割を担っているそうです。

ですから、自治体や国、災害時に要請に応じてステーションになると、そこが基地みたいな感じになっていくわけです。ですので、玉村町は今セブン—イレブン・ジャパンとの協定でありますけれども、ぜひローソン、ファミリーマートも町内にありますので、こことも協定を結ばれたらどうかと思うのですが、そこは検討されていないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

包括連携の協定につきましては、町からという形よりも、事業者からという持ちかけのほうが多くなっております。現状では、ローソン、それからファミリーマート、こういったお話はいただいているというのが実情でございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） では、それもこちらから働きかけたらいいかと思うのです。災害時には何かと協力していただけるのでありますから、相手側からの働きかけを待っているだけではなくて、玉村町が災害時にはぜひ支援してほしいと、トイレとかそういうものの物資の提供ももちろんですけれども。そういうふうはこちらから働きかけるということはどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） いろいろなご意見ありまして、災害時におきましてはそのファミリーマート、あるいはローソン、それぞれの店舗で避難される方がいるということが想定されるのも事実であろうかと思えます。いただきましたご意見につきましては、担当課とも踏まえ、これから考えさせていただければというふうには考えております。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） セブン—イレブン・ジャパンさんとは包括連携協定ということで、災害に限らず、様々な部分で町政に関して協力、支援をしていただけるという、そういった協定を結んでいただいておりますが、先ほど備前島議員のおっしゃられた大手のその他の2社、そちらに関してちょっと私もこれから詳しく調べてみたいと思っておりますが、国であるとか県であるとか、そういったところと統一的に災害時の協定を結んでいるのかも分かりませんので、そちらのほうは調べさせていただいた上で、機会を見てまたその他の業種の方、コンビニに限らず、いろいろな場面で協力をいただける町内の事業所さん等とも引き続き協定等でお世話になっていきたいなというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 町内にあるほかの施設にもそういうものがもし協定を結べるようであればということを考えていただくということはしていただきたいと思いますが、今日は私、セブン—イレブンのコンビニとのことですので、ほかの質問をするとまたあれですので、コンビニとの協定の件で話をさせていただきますけれども、大きな地震などで公共交通機関がストップすると、自宅に帰れないということで帰宅困難者が発生いたします。これ、都内などではよくあることですが、そうした都内の協定に参加している店舗などは、災害時帰宅支援ステーションとして記載されたステッカーが店に貼ってあります。やはりセブン—イレブンなどは、災害発生時は人命最優先ということが前提でありますので、何でも協力しますよという体制でおられますし、またセブンだけではなくてローソン、ファミマ、そして町のライフラインとしてのトイレの貸出しや水道水、それから道路状況の提供、そういうものも帰宅の困難者がいる場合には提供いたしますよ。また、防寒具ですとかスマートフォンなどの充電器なども販売しておりますので、それも活用できる。一時的に立ち寄れる場所としての役割ということで3社はどんどん活用してください。また、被災地に対しても十分できることはやっていきますという体制でいるのです。

ですから、玉村町では水や物資などの今まで協定の支援はなかったということでもありますけれども、今後は災害が起きるということを想定すれば、一番駆け込みやすく、そして水も置いてあるということで、そうしたものの物資の提供をぜひお願いしたいということで、これは早急にそういうものを取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 災害時にコンビニさん、とても頼りになる場所だと思っております。ただし、帰宅困難者の方が寄って、そのときに水が飲みたいとか、おなかが減ったので食料とかとい

う場合には、基本的に災害支援ということではなくて、お店としては販売という形になるのかなと思います。その後の避難所であるとか、避難場所であるとか、そういったところで食料が必要になったとか、そういった場合において災害支援協定等で物資のほうを提供していただける、そういった協定のほうを考えていきたいなというふうに思っております。

個人的な部分につきましては、そういった協定の中とはまた切り離して考えていただいたほうがいいのかなと思いますが、いずれにしてもよく報道等でありますように、災害のときはそういったコンビニさん、いろいろな部分で自発的にというのですか、多分企業のポリシーとして災害時には災害支援を行うということも出来上がっているのだと思いますので、その辺りもよく調べさせていただいた上で、どんな形で今後連携していけるのかというところも勉強していきたいなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 私はセブン—イレブンのオーナーの方と話をしたことがあるのですけれども、町内の方ですけれども。水をストックしておくスペースは結構あると。なので、町から言われれば何ケースもストックできるのだというお話をいただいたのです。古いものからどんどん、どんどん店頭で売っていけばいいので。ただ、町からそういう要請は全然ないのですというふうに言われたのです。

災害があったときのために各店舗、玉村町の中にセブン—イレブン・ジャパンが何店舗あるか、かなりあります。ですので、水は確保しておけるということなのです。これは私、それを聞いたときになるほどなというふうに思ったのです。あちら側からそういう提供をしてくれるということで。町からそれをお願いしておけば、各店舗にそれをストックしておけるだけのスペースはあります。なので、これはやっぱり生かしたほうがいいと思うのです。町長、いかがでしょうか。こういうものを向こう側から言ってきた。町はそれをお願いしますと。何ケースもストックしておいていただければ何かのときに使える。水ですからどんどん、どんどん循環して、古いものから出して店頭で販売していけばいいので、これはいい案だなというふうに思ったのです。ですから、災害はどんなことがあるかわかりませんが、そういうときのために、これはぜひ町としては取り組んでいただきたいなと思います。いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 課長に答えてもらってもいいのですけれども、同じ答えになると思いますので。

水というのは大事です。それで、災害のレベルにももちろんよるでしょうけれども、水の補給、トイレの使用、それはまず大事なことです。そういうセブン—イレブン側に依頼をしていくというのは大事かと思えます。食料に関しては、また次の段階の依頼の方法もあると思えますし、災害の緊急

対応という中での、また次の段階になるかと思っておりますので、取りあえず水に関しては町からお願いするというのは大事な事かと思っております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） ぜひそれをいつ災害が起こるか分かりません。また、どんな災害になるかも分かりませんが、水のストックをしていくということで、ぜひセブン—イレブン・ジャパンとの協定の中にそういうものも盛り込んでいただきたいと思います。

また、子供たちが例えば下校時に変質者に遭ったとか、困ったことがあったときなんかにも、やはりコンビニに駆け込むというようなことも必要で、そこでSOSを求めるといっても必要かと思いますが、その辺学校の教育のほうでは、子供たちにはコンビニに立ち寄ってSOSを求めなさいということなんかも言っておられるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 子供たちには、緊急時においては近くのところに助けを求めに行きなさいということで、いろいろな不審者が出たりですとか、そういう事案があるたびに、保護者に向けてもそういった周知を一斉配信メールのほうでしておりますので、その中にコンビニエンスストアも含まれますが、具体的にコンビニエンスストアという言葉では周知はしていませんが、今後近くのところというところで、例えばということで具体的に伝えていければなというふうに考えます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今24時間開いている、誰でも入れるということで利便性が高いと思います。地域のコンビニというのは非常に活用しがいがあると思いますので、町としてもその災害時のためにそうしたものを備えていただければと思います。

終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時15分に再開いたします。

午後0時10分休憩

午後2時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） お足元の悪い中、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。一生懸命やらせてもらいます。よろしく願いいたします。

早速長い文章になりますけれども、よろしく願いいたします。1番羽鳥光博です。議長の許可をいただきましたので、これから始めさせていただきます。最初の質問、利根川新橋建設の今後についてでございます。令和5年5月2日の上毛新聞の1面に、利根川に新橋整備、千代田埼玉熊谷間、知事表明という記事がトピックスとして大きく掲載されました。一方、隣接地とのつながりと町内のにぎわいを大切にしますという石川町長の選挙公約の中で、国道354号バイパスが実現した今、前橋市とのかけ橋としての新橋建設は、群馬県にとっても大切な事業として認識されつつあります。この機を逃さず、一層の新橋建設を促進しますとありました。

そこで、石川町長は、この記事を見てどう思いましたか。次の点について伺います。

まず、感想。

2つ目、この記事の信憑性を町は県に確認しましたか。

次、5月1日の知事の千代田町新橋への整備方針表明を受けて、今までに県から町にこのことで何か連絡がありましたか。

次、平成10年度から玉村町長が県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会の会長を務め、前橋市、高崎市、玉村町の2市1町で毎年度県に対して新橋建設の要望活動を実施してきました。令和2年度より会長職を前橋市長に交代し、玉村町長は副会長として要望活動を実施してきましたが、今回の件で2市1町で連絡を取り合い、これからの新橋建設促進に向けた善後策を講じましたか、あるいは講じる予定はございますか。

最後に、町は今後、玉村町の新橋建設促進をどのように考え、どのように進めていくつもりですか。

次の質問に移ります。2番目、新学習指導要領についてでございます。小学校では2020年度、中学校では2021年度に実施された新学習指導要領は、主体的、対話的で深い学びを掲げ、知識を教え込む一方通行型授業の改善を図っています。学習指導要領は、学校で学ぶ内容の基準となり、新学習指導要領では討論や発表を取り入れたアクティブラーニングや探求活動を重視しています。しかし、英語教育が拡充された小学校では、それに対応するための時間増加が負担になっており、多忙な現場でどう授業をしていくのか、あるいは新たな時代に求められる力をどう育てていくのか、疑問であります。

10年に1度見直され、社会の学力観を反映してきた学習資料要領は、資源のない日本にとって国が発展するための最も重要な人材育成の要となる国の教育課程の基準であります。教科の枠を超えて課題を解決する総合的な学習の時間は2002年度に導入され、ゆとり教育の象徴と批判され、OECD、経済開発協力機構加盟国を中心として3年ごとに実施される15歳を対象とした国際的な学習到達度テスト、PISAにおいて、2003年度の結果が日本は読解力が加盟国32か国中8位から12位に後退しました。これはPISAショックと言われ、政界、教育界からも次々と声上がり、

文科省はゆとり教育から確かな学力へ本格的な転換を余儀なくされ、読書推進策も加速してまいりました。

2002年度に実施されたゆとり教育は、学習内容の3割削減、小学校3年生以上に総合的な学習の時間の導入、完全学校週5日制の導入、授業時間の削減を行いました。2011年度からは、ゆとり教育からの転換、脱ゆとりが図られ、小中学校で国語、算数、数学などの授業時間増加、小学校5年生から外国語活動を新設、総合的な学習の時間の授業時間を削減しました。現行の2020年度からの新学習指導要領では、従来の学習内容や授業時間を維持したまま、小学校5、6年生の英語が教科化されました。

こうした変遷の中で、教員の欠員補充もできず、長時間労働が解消されない中、ゆとり批判の呪縛もあり、新学習指導要領では学習内容や授業時間を減らすことはできませんでした。そこで、次のとおり伺います。

初めに、今このしわ寄せは教育界のどこに来ていますか。

次に、英語の導入で日本語教育、国語は授業時間が減じられましたか。また、日本語、国語をしっかり学ばせることができているですか。

次、令和4年度から小学校高学年の教科担任制も推進されているが、求められる授業の質が確保できていますか。

最後に、求められるアクティブラーニングの回数を増やせば、知識注入のための時間数不足になりますが、その点についてはどのように考え、どのように調整していますか。

以上で2問目が終わります。

3問目に移ります。水道料金改定についてであります。毎日使う命の源となる水は、人間が生きて生活していく上で欠かすことのできない最も重要な資源であります。昨今の人々の電気料金値上げによる節電、スマートフォンの契約ギガバイトの月末到達量を意識した動画視聴、インターネット検索の抑制などと比べ、来年度予定されると聞いている水道料金改定は、住民にとって最も身近でインパクトのある重大な事項であります。何げなく毎日使っている水も、今まで以上に節水を意識した使用を心がけなければならなくなると、住民の生活は苦しく窮屈で、他の消費行動に影響を及ぼすこととなります。そこで、水道料金改定について、次のとおり伺います。

1つ目、来年度に予定される水道料金改定は、令和6年10月1日から現行料金より値上げをするということですか。それは、なぜこの時期に行うのか。その目標とする最終値上げ幅はどのくらいか。以降、目標とする額に達するまで何回料金改定を予定していますか。

2つ目、現行の水道事業会計の収支と今後の見通しはどうか。

3つ目、独立採算制を原則とする公営企業会計である水道事業会計において、一般会計からの補助金または繰入金の受入れを行っていますか。仮に受け入れるとすれば、令和4年度までの累計額は幾らで、その根拠は地方公営企業法の繰出金該当条項によるものですか。また、料金改定後も補助金ま

たは繰入金を受け入れる予定として料金改定の試算を行う予定ですか。

最後になります。住民にとって、水道料金改定は家計の負担増を強いるものであります。このためインパクトのあるメリットも考えなければいけないと考えます。そうでなければ、町民は納得しないと思われるため、例えば納得してもらおう戦略を考えて、当然のことではありますが、水道施設や老朽管の更新により、今まで以上においしい水が飲めますとか、東京都が販売しているペットボトル東京水に倣って、ペットボトルの玉村水を道の駅玉村宿で販売するといったような、町民にとってメリットとなるような副産物を生み出すような計画等を考えていますか。

以上で第1回目の質問を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、利根川新橋建設の今後についてのご質問にお答えいたします。まず初めに、1点目の利根川新橋建設の報道に当たっての私の感想についてですが、先日、上毛新聞で発表されました群馬県千代田町と埼玉県熊谷市の県境を結ぶ利根川新橋の整備着手に係る報道につきましては、新橋を含む本路線が群馬県の県土整備プランで着手に向けて検討する事業として位置づけられていることは存じておりましたが、事業着手時期については把握しておりませんでしたので、本報道を機に事業実現に向けた要望を今後も継続していくことの決意を新たにしました次第であります。

次に、2点目のこの記事の信憑性を町は県に確認したかということについてですが、この記事は5月1日に行われました知事からの報道発表を受けて掲載された記事でございますので、特に県に対して事実確認などは行っておりません。

次に、3点目の千代田町新橋への整備方針表明を受けて、本事業に係る連絡が県から町へあったのかについてですが、事前にこちらへの連絡や情報提供はなく、今回の報道で本事業を把握した次第でございます。

次に、4点目の今回の報道を受けて、促進協議会の2市1町で連絡を取り合い、これからの新橋建設促進に向けた善後策を講じたか、あるいは講じる予定はあるかについてですが、本報道発表後、促進協議会の会長である前橋市とも連絡を取り、今回の情報を共有するとともに、今後の要望活動の方向性などを協議いたしました。

最後に、5点目の今後玉村町の新橋建設促進をどのように考え、どのように進めていくかについてですが、今回報道発表されました新橋につきましては、栃木県を含む3県の関係市町で構成される建設促進期成同盟会が長年にわたり継続して要望してきたことにより、今回実を結んだ事業であると感じております。さらに、群馬県の計画でございますぐんま県土整備プランにも着手を検討する路線として位置づけられていたため、今回の事業化につながったものと考えています。このことを踏まえて、促進協議会の2市1町でも事業化に向けた要望活動を今後も継続して行くとともに、本路線を含めた

まちづくりの方針についても整理し、まずは群馬県のぐんま県土整備プランに位置づけられる路線になるよう、2市1町でしっかりと足並みをそろえて活動を行ってまいりたいと考えております。

次の新学習指導要領についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、水道料金改定についてお答えいたします。まず初めに、1点目の今回計画している料金改定実施時期について、目標とする最終値上げ幅はどれくらいか、以降目標とする額に達するまで何回料金改定を予定しているのかについてですが、平成17年度の料金改定以降、水道料金収入減少のためこれまでも何度か料金改定を検討してはきましたが、経営改善の実施等により踏みとどまっておりました。しかしながら、老朽管更新事業に伴う耐震化のほか、大規模な浄水場の更新で多額の費用がかかり、このままですと補填財源の不足や利益が赤字になる。また、当初予算が編成できないなど財政難に陥る予測があることから、この時期で料金改定を実施することが水道事業の経営的にも最善だと判断したためであります。

また、令和2年度に策定した経営戦略及び令和2年度から4年度までに実施した浄水場更新基本構想・基本設計において、20年後の目標財政数値である財政シミュレーションを行ったところ、現状の料金から70%の値上げ、値上げ回数は今回計画している改定を含め3回との結果が出ております。ただし、値上げ幅をより適切にするため、令和4年度の決算状況を含めた数値での試算を業務委託にて実施しており、最終的な料金と回数は今月中に算出結果が出る予定です。なお、周辺市町についても既に値上げを実施しており、これらの市町も段階的な値上げを計画しているようです。

次に、2点目の水道事業会計の収支と今後の見通しについてですが、現状各年度の当期純利益は黒字を計上しておりますが、水道料金収入が減少する中、現行料金を維持した場合での財政見通しでは収益的支出は令和9年度に赤字になる予測となり、資本的収支は令和7年度に補填財源が不足する予測となります。

次に、3点目の一般会計からの補助金または繰入金についてですが、赤字補填等に係る一般会計からの補助金等は受けておりません。そのため、不確定要素である一般会計からの補助金等は料金改定の試算には含めておりません。

最後に、4点目の町民にとって料金改定のメリットとなる副産物を生み出すような計画を考えてはどうかについてですが、老朽管更新事業に伴う耐震化及び浄水場更新事業を実施することで、水道事業の最も重要な使命であります安心、安全な水道水を供給することが一番のメリットになると考えております。水道をご利用になる町民の皆様にはご理解いただけるよう、丁寧に説明してまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 羽鳥光博議員の新学習指導要領についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、学習指導要領の変遷によるしわ寄せは、教育界のどこに来ているかのご質問についてです。学習指導要領は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請などを反映させて、ほぼ10年ご

とに改訂されています。現在の学習指導要領の改訂においては、これから変化の激しい予測困難な時代を生きる子供たちが、自らの幸せを実現するために考え、判断して行動し、生きる力を身につけることを目標としています。また、そのために社会の変化を見据えた新たな学びへの進化を目指して、主体的、対話的で深い学びとして、今の学びが社会に出て生かせるように、子供たち主体の学びを支援する授業改善を行っているところです。

一方、学習指導要領の改訂により、新たな内容が加わったり、学校への期待が格段に高まったりしていることから、教員が精神的ゆとりや時間的ゆとりが以前よりも持てない状況にあることも事実です。しかし、子供たちの未来を見据えた教育改革であることから、玉村町教育委員会としてはこの変化をしわ寄せとは捉えず、新たなチャレンジとして捉え、学校園と共に教育の原点を見詰め、本質を見極めた改革を進めてまいります。

次に、英語学習の導入で日本語をしっかりと学ばせることができているのかについてです。小学校の外国語活動及び外国語においては、平成29年に告示された現行の学習指導要領で、前回の学習指導要領と比べて第3学年から6学年で各35時間、授業時数が増加しました。それ以外の教科については変更されておらず、外国語を学ぶ時間が増えたことで他の学習の時間が減ったというわけではありません。さらに、現行の学習指導要領では、各教科等で言語活動の充実が重要視されています。子供たち自身が言葉を介して自らの考えをまとめたり、他者と考えを伝え合ったりする活動を中心とした学習を充実させています。それにより思考力、判断力、表現力をより一層高めたり、各教科等の知識、技能の質、量の向上を図ったりすることができます。玉村町の学校においても、子供たちが母語である日本語を用いてコミュニケーションをする機会は、国語のみならず、全教科の授業で以前と比べて増加しています。子供たちの日本語でのコミュニケーション力の育成については、今後も全教育活動を通して充実を図ってまいります。

次に、小学校における教科担任制の推進についてです。教科担任制の取組の効果として、授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減などがあります。特に1人の教員が担当する教科を絞ることで、授業準備の効率化が図られ、教材研究が充実し、十分な理解や準備ができることで授業の質が高まります。また、複数の教員が学級の子供に関わることで、それぞれの子供についての理解を教員同士で深め、学習だけでなく、生活面での支援の充実が図られています。

次に、アクティブラーニングに関わるご質問について答えします。現行の学習指導要領においては、子供の資質、能力を育成するために、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要とされています。先ほど説明しました言語活動の充実もこの1つです。アクティブラーニングは、活動中心の学習ということではなく、子供たちが学びに対する目的意識や見通しを持ち、問題解決への意欲を持続させながら、知識、技能を獲得したり、思考、判断、表現を繰り返したりする学習としています。こうした学習を通して、子供たちの知識及び技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等を一体的に育むことが可能となります。子供の資質、能力の質的、量的な向上につながる授

業改善が一層図られるよう、県教育委員会や地域、企業等とも連携しながら支援してまいります。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 答弁ありがとうございました。

まず、初めの1番の新橋建設促進について伺わせていただきます。町長のお話を聞いておりました、5月1日の午前中は、町長も玉村町の議員有志も伊勢崎市の市議員も伊勢崎市長も、5月1日は群馬県知事と同一会場に午前中いました。新聞を見ますと、その日の午後に千代田町に架かる橋の関係1市6町の関係者に知事は、千代田町の赤岩から埼玉県の熊谷市に架かる橋の建設を決めたということで新聞に載っております、同一会場において知事も町長のそばにいたわけですし、一言、今日の午後、そういう方針決定をして表明するから、玉村町からの要望がどのくらいの熱意を持って知事のところへ上がっているのか、熱度、温度差というのが、熱意が知事の頭の中になかったのではないかなというふうに私は思いますけれども、町長はそのとき、知事から何かコメントを受けましたか、事前に。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 5月1日でした。あのときは立ち話もいいところで、知事選の関係もあるので、そういった本当に時間も1分もなかったです。数十秒だったと思いますので、そういう話は一切ありませんでした、その時点において。

それで、翌日にあの記事を見たわけですが、やっぱりいきなり感はありました。だけれども、よく考えてみると、都市建設課、そして係がこの橋について要請活動とか、要望をいろいろ県にもしまして、事務方といろいろ協議しています。そういう話を聞いていますと、なかなか重いものがあるなどは感じてはいましたので、ただ一言言っていただきたかったという気持ちはあります。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 私は、町長でないですから、執行権も予算編成権もないのですが、非常にこの記事、5月2日の朝刊を見て驚きまして、私の行動といたしますと、すぐ県の秘書課に2日の日に連絡いたしまして、翌週の12日に県の副知事に会ってきました。いきさつとか今後の展開について聞いてきましたけれども、ほかに3地域ほど、こういう要望を千代田町以外にしておいた。そこには特に連絡はしていないというようなことを言っていましたけれども、結果的なことを言えば、経済情勢とか税収が上がってこない限りにおいては、千代田町にできる新橋と同時並行に玉村町の橋、ほかも含めてはできないというふうなことを言っていました。ということは、向こうは800メートルぐらい橋脚の長さの橋で、こちら側は200メートル足らずの橋の長さなのでありますが、非常にお金のかかる県費投入する事業ですが、そういうものと玉村町と比較すれば、お金はかかるけ

れども、埼玉県と折半だというようなこと等もあつたりして、前後の橋の間隔が結構10キロぐらいだったかな、玉村町が横手大橋と福島橋の間が大体五、六キロだから、間隔からすれば千代田町のほうが有利である、効果があるというふうなことを言っていましたけれども、そんなふうな話を私一議員でさえもしていただけるわけですから、町長とか副町長にもそういったことを県側は事後でもいいですから、すべきであると思いました。なので、やっぱりふだんからそういうふうなことで、石川町長の顔を潰しては悪いとか、事前に言っておかないとまずいかなと、まして会っていたわけですから。そういうところで町長もちょっと悔しい思いをしたというニュアンスの表現をされましたけれども、こここのところを踏まえて今後、高崎市、前橋市、玉村町の会長職を町長は前橋市長の山本龍市長に譲っているわけですから、市長が県庁のほうにコロナ禍でも要望書を持っていったときに、何月何日に知事に会って、知事はこんなことを言ってきたよと、会長はこんなことを言ってきたのだよということの復命がまずあるかということが1つと、であれば会長職をもう一回町長に戻して、自分で足を運んで顔色とか空気とか、行けば何かいろんなことを言いますから、そういうふうに直接的な行動をしたほうが熱意も伝わると思うのですけれども、いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） その件について、町が頭ごなしに会長ということでやってきました。そうすると県は、この橋は玉村町のための橋なのですかみたいな形で取ってしまうのです。そのことにより、もっとほかにも造らなければならない橋があるということで、高崎市、前橋市、そして玉村町のこの県央エリアをデザインして、つまり県央の経済力、商業生産力、工業生産力、商業力、それから売上高、そして県央にある大学にはこの辺にどういふ大学があり、そして病院がどうにありと、そういった形でのこの県央においての橋というのが非常に有用である。玉村町だけの橋ではないのですよというような印象をつくるためには、やっぱり会長職を前橋市の市長にさせていただくというのは間違っていないと思います。

それをやらないと、玉村町が幾ら熱くなっても進んでいかない。そのことによって、これからは町の選出の県議会議員、それから前橋市の県議会議員との連携をもう一回取り直して進めていこうと思っています。近々前橋市の議員の何人かとお会いする予定ですが、町の熱意というものを前橋市側に伝えていく。あと、高崎市にも協力してもらおうということが必要で、玉村町が会長をやっても、県から見るとやっぱり玉村町の橋だねという形で見えてしまう。群馬県の橋ですよという感覚を県に印象づけるということが必要だと思います。その上で、やっぱり県議会の議員の要請団みたいのをつくって、いろいろこれから進めていこうと考えています。あと細かいというか、もっと具体的などころは、原田課長が把握していますけれども、大きく言ってそういうところですよ。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 私は、玉村町の橋でないということは事実ですから、広く県都前橋市の市長に譲って、知事と折衝させて、石川町長も高崎市の市長さんもご列席できればいいのですけれども、そのくらいのやる気、迫力を持っていったほうがいいと思います、これは。

そういうふうな5月12日、私は秘書課に行って会ったときに、前橋市はもう新聞にも出ていますけれども、Ma eMa a Sですか、3月15日からスタートして、どういうことかという、一般的にバスとか電車とかタクシーとかの経路検索、予約、決済をする仕組みを1つのアプリケーションでもってできるサービスを開始してスマホで読み込んでいくというふうなことで、そこに知事が乗っかってG u n M a a S、群馬版のM a a S、G u n M a a Sというふうなものをおかぶせて、できればこれを前橋市外にも広げていきたいみたいなことを言っておいて、高崎市は高崎市で新聞を読みますと、群馬町の菅谷に菅谷飛行場、前橋飛行場の跡地で農業基盤でたくさんの優良農地補助金が組み込まれた岩盤規制があるところを何とか知事とタイアップして乗り越えて、ミニ版シリコンバレーをつくりたいなんて言っているから、頭の中がM a e M a a Sとか、あと群馬町の飛行場のミニシリコンバレーをつくりたいとかと言っているから、もうこの2人、玉村町のこのところに橋を通して商業圏を拡大して、中央部を盛り上げていこうというような、私はあまり感じられないです。政治家としての公約とか、新聞等で主張しているところを伺いますと、やっぱりここは石川町長に音頭を取っていただいて、ほかの2市も入れて頑張っていかなないと、まずもって山本龍市長がどのくらいのことを頑張っている、今度コロナが明けるから11月か何か、町長行かれる予定ですね。また、市長を代表選手で行ってもらうことにしますか。どうしますか。私は、そういう両市長の温度差がそういうふうなことだと見込まれるので、それは秘書課に行ったときにそういうふうな感じだったので、言っているのであって、やっぱり戻して頑張るといふ意欲を持ったほうがいいと思うのですけれども、もう一回聞きますけれども、同じ答弁になるか分かりませんが、ちょっとお話しくださいませ。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 県央の真ん中に位置する玉村町。高崎市、伊勢崎市、前橋市、その間で3万6,000人で実質運営しているわけですが、そこでのまちづくりというのはやはり遠くのほうにない物ねだりではなくて、近くにあるものを探していくという手法を取るのが現実だと思うのです。そういう意味において、特に新橋に関しては高崎市、特に前橋市との連携、信頼というものを置いて、それぞれ思惑があって市の運営をしているのでしようけれども、やっぱりこちらに、国道354号につないでもらうということが前橋市にとっても、また県にとってもどれだけ有用なことなのだと改めて主張していきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） ぜひ今年の秋口に2市1町で、会長は山本龍市長ですと、また知事のところ

に会議体の結果を持って、まして千代田町に決まったということを受けて行かれるわけですから、ムードを盛り上げて、高崎市長も前橋市長もこの橋がとても大切なのだということ意識を喚起していただいた上で、ぜひ石川町長も含めて3首長でもって県のトップのところへ乗り込んでいていただいて、感触をまた町に持ち帰ってきていただいて、議会で説明していただきたいと思います。

これは、私の考えですけれども、町長にぜひ音頭を取っていただきたいのですけれども、いろんな見解の相違で、そういうことよりは県都前橋市のほうに預けて、引き出しを広げてやったほうがいいというふうなことです。ただ私は5月1日に知事の話聞いていて、県央部をすごく大切にしているのです。県央部から選挙戦略を練って頑張る、ほかのところ選挙のほうの対策も行っていきたいということで、県央部をすごく重視しますよと、伊勢崎市と玉村町ですね、集まったのは。市長と町長、あと議員ですから。そういった割にはお土産がなかったのです、実は。ほかの話をしてしまえば、実はBRTだってもう白紙に戻したのは、副知事が戻したなんて言っていますから、BRT構想だって残念ながら前に進まないのかなと、できないことを確認しに行ったのではないのかなと自分なりに反省しているというか、がっかりしてきたのですけれども、こういったことについてもやっぱり戦略を練る上で本当の気持ちというのを相手に行くと分かるので、ぜひまた県へ行く折を見つけて、ぜひ副町長を含め、都市建設課長を含めて足を運んでいただいて、次のステップで無駄足とかにならないとは思いますが、行けば、よくつかんでいただきたいと思います。

あともう一つ、これは浅見議員から今日教えていただいたのですけれども、スマホに6月1日で町のホームページで新橋のことが載りました、6月1日ですか。これは都市建設課のほうで載せたのですね。ちょっとこの意図を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） ホームページのほうにつきましては、修正を加えると自動的にニュースが上がってしまうということで、単純に今回更新をかけたというだけの内容でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） では、ぜひぐんま県土整備プランに玉村町が念願する橋が載るような活動を行えますように、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

では、次の新学習指導要領について質問させていただきます。2番です。教育長のお話を聞かせていただきまして、国語の学習には時間数は減じられたというふうなことはないですよとか、しっかりやらせてもらっていますということを受けまして、そういうふうなことであれば英語が教科化されても、しっかりと日本の国語の学習というのが小学校でも中学校でも行えるのだというふうなことで、カリキュラム的な部分で安心した部分があります。前は土曜日も含めて授業が、小中学校ありました。

それが、2002年度から完全学校週5日制になって、授業時間数が減じられたけれども、ゆとり教育からの入れ戻しで、また授業時間数を増やしました。前は月曜から土曜まで授業を行っていたのが、今度は今完全学校5日制ですから、月曜から金曜までの5日間で時間をこなさなければいけなくなりました。ということは、これは書き物に書いてあったものですが、5、6年生の英語が教科化されたので、いずれも週1時間ずつ授業時間が増えて、小学校で6時間授業が週4日占めるようになったと聞きますけれども、小学生で1時限から6限までばっちり勉強して週4日もあると大変ではないのかなと私は思うのですけれども、実際のところ、1限から6限の始めと終わりで週4日は、玉村町はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えいたします。

英語の授業が増加したことによって、1時間、3年生から6年生までは増えたということで、実質月曜日が5時間、そのほかの時間は高学年については6時間というようなカリキュラムになっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 月曜日が5時間で、ほかの火曜から金曜が6時間ということですか。そういうことですね。

聞いたことで、朝何時に始まって、6時限目は何時に終わるのですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 学校の時程によって多少時間のずれはありますが、大体8時50分前後から3時30分前後の時間になります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） この時間割を英語とか理科とか専科というのでしょうか、免許を持った先生が入ってきて、5、6年生は教科化された授業もこなして、月曜は5時間で、ほかの火曜から金曜は6時間までであるというふうなことは、小学生の児童にとってみても大変かと思うし、教える側の教員も土曜日、日曜日は休みですから、私はゆっくり休めるはずであるというふうに思いますけれども、大変だと思います、正直言って。そこら辺は教育長も、私も大変ではないのですかといろいろお聞きしましたらば、新たなチャレンジとして対応していきたいというふうなことで、非常に前向きな教育長、トップからそういうふうなお言葉を聞きまして、実は大変だからこうだというふうな、そんな恨み節なんか言うわけないと思っていましたけれども、本音のところは私には分かりませんが、

実際のところチャレンジして、新学習指導要領をこなしていくというふうな姿勢が見えたということは、本当に玉村町の先生方は前向きに捉えて、決められた基準をこなしていくのだなというふうに思いました。

ただ、いかんせん非常に詰め込み教育化しているのではないかというような印象を私は受けました。そこでお聞きしたいのは、群馬県が給料を持つ県費負担教員、正規職員がもちろん小中学校にいます。町費負担教員もいるというふうに聞いておりますので、町費負担教員の現在の配置状況と、今後町費負担教員を配置することによって正規負担教員の労力というのですか、授業に集中できるような環境を整えてあげるとかということに対する効果と、あともう少し町費負担教員が必要であるというふうな点はいかがですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 現在、教員免許を有する町の会計年度任用職員につきましては、全7校に1名ずつ配置をしております。

マイタウンティーチャーということで、玉村町ではたまむらプランというふうに呼んでおりますけれども、その方たちに主に業務内容として授業担当教員と協力してチームティーチングという形で指導支援に当たってもらっています。複数の教員で担当することになりますので、子供たちの学習状況に合ったきめ細やかな支援の充実につながっていると認識しております。また、そのほかにも学校行事ですとか学校運営上の校務のサポートにも非常に尽力してもらっておりますので、ほかの教職員、学校全体の運営上でも負担軽減という部分ではとても効果があるなというふうに感じております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 町費負担教員、町がお給料を全額持つというふうなことで、会計年度任用職員扱いですか。教科を教える免許を持って、正規教員の代わりに小学校の授業とか中学校の教科を教えることはできますか、マイタウンティーチャーは。補助職員として位置づけるだけではなくて。そこを教えてください。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） マイタウンティーチャーの任用条件としまして、あくまでも授業補助ということでサポート的な内容で担当教員と共に授業を指導支援するということになっております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 質問の趣旨は、学習指導要領が変遷を経てくる中で、学校現場が土、日を含

めて完全週休2日制になったりとか、授業時間数が減ったり、また増やしたりとかいう中で、教員の採用試験においても受験者数が少ないという中で、現場が受験者が少ないことによって、育休とか産休とか病休で休む中で教員のやりくりがなかなか難しいのではないかなというところを聞いて、では町の負担、それを町費でもって県費負担教職員はなかなか定数等が厳しいでしょうから、補えないのかと聞きましたら、実は教科を持たないのだというふうなことについて、では現在、玉村町の義務教育の小中学校において教員の負担感というか、充足感というのか、欠員状況が生じていて見つからないのだとか、教頭先生までが出ていって教科を教えているのだとかいうことについて、解消策というのでしょうか、こういうふうであればいいのだというふうなことは教育長はどうお考えでしょうか、実態としてどう対応されますか、あるとすれば。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 現在のところ、玉村町では教員の充足率というのは100%でありまして、欠員の状況にはありません。ただ、議員のおっしゃるとおり、産休に入る、育休に入る、あるいは病休に入るという先生が欠けてしまう事態はこれからも、今までもありましたけれども、これからもあるわけで、その補充に入る教員の確保というのが非常に厳しい状況になってきております。以前は臨時的に任用できる教員というのがおったのですけれども、現在はなかなかそういう方自体がないという面があります。

そして、教員の大量退職も一段落のところなのですけれども、再任用も含め、教員採用自体も群馬県はそれほど減らしてこなかったのです。したがって、今まで臨時教員としてやっていた方が正規の教員として現在教壇に立っているという面もございまして、臨時の方の数が実質減ってきてしまっているというところで、臨時教員の確保というのは今後も含めて大きな課題の1つだと思っています。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） やはり、やりくりはなかなか厳しい部分があるのかなというふうに受け止めました。先生の確保もままならないというようなこととして受け止めましたけれども、その先生は教科を持てますから担任もできるでしょうから、そこで町の負担する補助であって、教科を持たないとしても、町費負担教員の確保に向けて、教育委員会から町の財政当局などの定員とか、予算をつかさどる部局に要求して、それを全て満たされるような結果が出てきていますか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 現在のところ、先ほど課長のほうから説明がありましたように、マイタウンティーチャーということでたまむらプランの先生を各校1人ずつ財政当局にはお願いして、全員つ

けていただいております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 1 つ、教育現場は大変なやりくりをしている中で、町長も副町長も財政担当の総務課長も一生懸命それに応えていただいています。

今後ともこの問題は大きな問題で、教員の採用試験も6月に1次試験を前倒しして、2024年度から全国一律試験も用意するから使ってくださいというふうなことで、民間の採用にいい人材を持っていかれないように工夫しているところですから、何といたっても子供は宝ですし、日本の教育において人材を養成するということは国の発展につながりますから、今後とも限られた予算の中でまず優先順位を高く支援していただきたいと思っております。

最後になりますけれども、水道料金についてやらせていただきます。今日の新聞ですか、今日6月2日ですから。6月1日から家庭向けの電気料金が値上げとなりました。5月使用分と比べて月906円から3,792円の値上げとなる。経産省によると、値上げ後の国内7電力会社の標準家庭の電気料金というのは大体月1万1,327円から1万4,301円となるとの報道がありまして、ただ政府が1月から2,800円の軽減負担をしているというふうなところで、急激な負担感が6月の電力使用量の明細からは出てこないと思いますけれども、9月になるとこの2,800円が半額になって、10月以降は政府がまだ手当てする対策を練っていないというふうなことで、国会の議決も必要でしょうから。ということは、この辺になってくると非常に電気料金がひしひしと家計に響いてきて、きとお風呂は夜間電力を使って、4時頃起きてお風呂の水等を使って洗濯するとか、非常に電気も夜間は勉強するにしても、学校とか図書館とか、いろんなどころを使って何か工夫した節電が行われてくると思います。

そういった中で、今度水道料金が、新井議員も質問しておりましたけれども、確実に来年10月1日に向けて玉村町は、町長の説明も聞いて、理由も聞きましたけれども、上がるということはほぼ腹を固めて、4月の全員協議会の資料によると、料金改定の案については住民等に7月から8月に周知して、12月に町議会に料金改定議案を上程するというふうなことで、来年10月1日も目標額に達するまで複数回にわたって行われるというふうなことで、今私、町長の話聞いて驚いたのですが、70%ほど上げる予定なのですか、目標額まで。その辺は上下水道課長、私はよく分かりませんが、全協の資料を見ると、群馬県内の事業者の水道料金、家庭用20立米当たりの比較で、玉村町は下から数えて3番目の2,280円、トップが下仁田町の3,509円、玉村町が2,280円ということは、これが目標額に達するまで7割上げていくのでしょうか。私の聞き間違いですか。教えてください。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 料金の値上げ幅についてお答えいたします。

全協でご説明いたしました70%、この目標値につきましては議員のおっしゃるとおり、今の料金に対しまして約70%、最終的に値上げをしていく必要があるという試算を行っております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 7月、8月に試算値が住民に公表、周知していくというふうなことで、私はこの料金改定については全協の資料をもらってから、住民の方に親しい人に聞きましたけれども、町長、意外と町は大変だねと、当然だよなんて言う人がいるのです。私は、とてもではないですけれども、来年は介護保険料も間違いなく頑張らせて下げると言っていますけれども、いろいろ難しい点があって上がるかもしれませんし、水道料金も理解を示して、ずっと上がっていなかったのだから、仕方ないよなんて言う人もいたりして、そんな実際水道料金の明細が来てたまげるのではないかなと思うのですけれども、こういう場合は周知を徹底的に細かくやって、そんなに上がることで取りあえず来年の10月1日は70%上がるうちの何割かなのしょうけれども、3回ぐらいに分けて上げる予定なのかもしれませんけれども、非常にこれは周知をよくしないと、私は数人に聞いただけでそういう感触を得たので、私はもう本当に大変なことかと思っているのですけれども、意外と理解を示していた方がいるということは、今まで玉村町が町長もいい言葉を使っていました。今までは抑えてきたというか、その時期がいよいよやってきてしまったというふうなことで、これはもう上げざるを得ないと。令和9年度に赤字に転落して、7年度には財源不足に陥ってしまうと。だから、やむを得ない、待たないだというふうなことで、それを聞くと仕方ないねとなるのですけれども、7割とか、何回かに分けてとなるとすると、非常にインパクトがまた違ってくるのですけれども、よく説明していただきたいと思っておりますけれども、そういうことについて説明する担当課とか、町長とか副町長はどう考えますか。これは大きな話だと思います。

私、電気料金の話をしたではないですか。10月になったら、国の補助金がなくなって、すんと上がるかもしれません。今度水道料金が来年10月になったらぼんと上がって、これ水道料金というのは2か月ごとの住民への請求となっています。そこに下水道使用料も一緒に入ってくるわけでしょう。下水道使用料だって町民は上がるのでないかと不安に思うのですけれども、ちょっとそういう周知の仕方について誰かお答えしてくれませんか。あるいは、上げるのを少し差し控えますか、私の話を聞いて。幅とか。どうですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） まず、料金改定の時期と値上げ幅について、実は今回の料金改定につきましては、水道のほうに特化しております。議員のおっしゃるとおり、下水道料金も今後値上げをするという機会が当然発生するということです。

まず、水道の中のメリットというところなのですが、独立採算制の企業会計において、まず利用者の方、こちらにご負担をいただくというところで、今回のように料金値上げについては多大な負担が増えるというところです。ただし、町の中全てを今の中央浄水場から管網を通しまして皆様のご家庭、または全ての企業に上水用として供給しております。こちらのまず1つのメリットというか、やはり使命と役割としましては、いかなるときでもこの水道を供給しなければならないというところです。時には漏水等でご迷惑をかけることもございますが、特に災害時等、火災であったり、それから地震であったり、それから今回新しい防災マップができましたが、浸水であったり、こういった状況下において、さらにそれが複合したとき、火事が起こって地震が同時に起きたときに水道が使えないということになりますと、命や財産が失われるという危険がございます。そういったことを見過ごすわけにはいきませんので、まずそういった安定した、安心した水道を供給するため、そのためには今の浄水場の施設、または耐震化されていない管渠、こちらを徹底的に更新することによって、皆様の安心と安全を確保するというところで料金値上げに踏み切っているというところです。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） あと5分となりましたので、最後にしっかり質問させてもらいますけれども、もう一度お聞きしますけれども、来年10月1日に現行水道料金を7割上げることを目標値として、来年の10月1日、再来年の10月1日とか、4月1日かもしれませんが、何回かに分けて上げるのは30、30、10とか、どういうふうにやるのですか、今の予定では。試算値はこれからと言っていましたけれども。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） まず、水道の上げる割合、議員がおっしゃるとおり、30%、30%、10%ということで経営戦略で見込んでおります。

時期につきましては、来年度、こちらが30、令和13年度が30、令和17年度が10%ということで段階的に引き上げていきたいというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） これは、きっと水道料金の2か月ごとの住民への請求が下水道使用料は水道使用料に応じて算定されて、下水道使用料も2か月後と、水道料金と一緒に請求されるので、きっと来年の10月1日とか、次の10月1日とか、あと残りの10%に来たときに、その頃になってくると下から3番目の位置が結構上に上がってきて、それが県の平均並みになるか、私は分かりませんが、大変危惧して心配しますから、よく夏に周知するときに、そういったことも含めて、含みを持たせた周知の仕方ではなくて、住民が先を読むような形で周知することが、きちんとした説明責任

かと思しますので、ひとつそういった点をお願いしたいと思いますけれども、これは大きな問題ですから、町長と副町長、セットでお聞きしたいのですけれども、お話しください。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） 先ほど70%の値上げを3回で行うという答弁でしたけれども、これは確実なものではなくて、あくまでも試算ということで、答弁にもありましたように、4年度の決算も踏まえて現在試算をしているところでございます。ですから、70%、3回というのが確実だということでは現段階ではございませんので、ただ近い数字にはなるということは恐らく見込めるのではないかなと思います。

それと、下水道料金につきましても、水道料金と連動して上がるということではなくて、上水道料金、下水道料金は全く別ですので、上水が上がったから下水が上がるということではありません。ただし、将来的には上げる必要があるであろうと考えております。下水道料金については一般会計から、玉村町の場合は全域が処理区域になっていますので、3億円以上の一般会計の繰入れを年々行っているということでございます。いずれにしても、多くの自治体で、人口減少の中で値上げは玉村町同様に避けられないという状況、これは全国的に言えることですので、玉村町だけではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 水道は、命の水ですので、本当に安全な水を供給する責任があると思っています。

それから、値上げはできれば避けたいけれども、しかし様々な計画の中で致し方ない部分もあります。去年は前橋市が上げました。おとしですか、2年前は伊勢崎市が上げました。そういった状況の中で、本当に物価高騰と重なる形で、できれば上げたくないという形でここまで来たということもあるのですけれども、いよいよ値上げをお願いしていかないと、命の水を安心して供給する責任を全うできないような事態にもなりかねないので、そういう意味においては本当に住民の方々に対する説明をきちっとした上で、納得していただいたご負担という形にしていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 介護保険料とか水道料金とか下水道料金とか、お金のことばかり厳しく言いますけれども、やっぱり実際私も介護保険を65歳になって、口座引き落としの前は介護保険料の納付書が町から送られてきて、金額を見て驚きましたけれども、やっぱり相応の負担ですから、計算式にのっとった額ですけれども、実際に納付書で金額が来ると驚くのです。ですから、よく段取りを踏

まえて周知していただければと。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時30分に再開いたします。

午後3時15分休憩

午後3時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、3番松本幸喜議員の発言を許します。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） 議席番号3番、小泉出身の松本です。議長の許しが出ましたので、一般質問通告書に従って質問をさせていただきたいと思います。

1番、特別支援教育の充実とフリースクールの支援について。（1）、文部科学省の発表によると、通常学級における発達障害等の可能性があると推定された児童、生徒の割合は6.5%から8.8%に上昇していると言われていています。現在、玉村町の通常学級における支援対象になっている児童、生徒の割合は何%であるか。また、特別支援教育の充実として、そうした支援を必要としている児童、生徒に対する人的な配置及び対応はどのように行われているか。

（2）、5月8日の上毛新聞によると、群馬県教育委員会は不登校児童、生徒の受皿の1つとなっている民間のフリースクールを支援するため、事業運営費などを最大400万円補助するとのことである。群馬県教育委員会でも、フリースクールの役割の重要性を認め、その支援に乗り出している。そこで、玉村町においても町内のフリースクールに通う児童、生徒の出席の扱いについて積極的に認めるとともに、フリースクールへの事業運営費などの支援を行っていく考えはないか。

（3）、教員の成り手不足の問題は年々深刻さを増している。玉村町の教員の充足率はどの程度か。また、非正規教員の割合はどの程度になっているか。

2番目の質問として、玉村町の情報発信（ホームページ）について質問をいたします。玉村町では、行政主催の催しや北部公園、重田家住宅、玉村八幡宮、住民活動サポートセンターぱる等で様々なイベントが開催されている。ところが、どんな催しがあるかを事前に知らないと、インターネットで検索をかけても見つけづらい。そこで、町のホームページ内に催し一覧のページを開設するなど、情報提供していく必要があると考えるが、これを改善する考えはあるか。

以上、2点について質問をしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、特別支援教育の充実とフリースクールの支援についてのご質問は、教育長からお答えします。

次に、玉村町の情報発信（ホームページ）についてのご質問にお答えいたします。現在、町ホームページの記事作成は、担当課職員が作成したものを所属長がチェック、承認することで迅速に公開できるようになっております。町ホームページにアクセスしていただいて、「暮らしのガイド」という項目の中に「催し・募集」というカテゴリーがございます。ご質問の行政主催の催しは、このカテゴリーで確認いただけるようになっております。また、北部公園、重田家住宅、玉村八幡宮、住民活動サポートセンターぱる等の催しの情報提供についてですが、まず重田家住宅の催しは、生涯学習課文化財係の関連記事を「催し・募集」のカテゴリーで確認していただけるようにいたしました。そして、指定管理者が管理をしている北部公園と業務委託をしているぱるにつきましては、それぞれ指定管理者と団体のホームページがございますので、同じカテゴリー内に該当団体のホームページへリンクさせることにより、確認いただけることといたしました。一方、玉村八幡宮につきましては、一般の宗教法人ですので、町ホームページに載せるのは難しいのが現状となります。

そのほか町主催イベントにつきましては、確認したところ、このカテゴリーに登録していない記事が一部見受けられましたので、今後は確実にカテゴリー登録をするよう、職員に周知徹底を図ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 松本幸喜議員の特別支援教育の充実とフリースクールの支援についての質問にお答えいたします。

まず、特別支援教育に関する質問についてですが、今年度、町内の小中学校には15の特別支援学級を設置しており、学習や発達に困難さを抱える児童、生徒に対して個別の支援計画を作成し、適切なサポートを行えるように人的、物的な環境を整備しています。通常学級に在籍しながら、個別の支援が必要な児童、生徒に対しては、幼児から中学生までを対象とした通級指導教室を校種ごとに設置しており、令和5年4月末時点で幼児83名、小学生97名、中学生12名が支援を受けています。

人的な支援については、県費の特別支援教育の担任の教諭に加えて、町費用による補助員及び介助員を合計で21名配置しております。また、通常学級において個別の支援が必要な児童への支援を行う介助員を各小学校に1名ずつ配置しています。さらに、大学教授や県教育委員会所属の専門相談員、特別支援学校在籍の専門アドバイザーなど、専門家と連携を図ることで、より個に応じた支援が充実するよう取り組んでいるところです。

議員ご指摘のとおり、特別支援教育に関する個別の支援については、支援に係るスタッフの配置を充実する必要があると考えています。また、特別支援学級に在籍するかどうかにかかわらず、全ての

児童、生徒が自分らしさを発揮し、自分の夢の実現に向かって成長できる環境を整えていくことが重要だと考えています。今後も児童、生徒の状況に応じて適切な支援が実現できるよう、取り組んでまいります。

次に、フリースクールに通う児童、生徒の出席の扱いと事業運営費の支援に関する質問についてお答えします。現在、町内の公立小中学校に在籍する数名の児童、生徒が、フリースクール等の民間施設に通って支援を受けています。玉村町教育委員会では、昨年度不登校児童、生徒を支援するフリースクール等の民間施設について、当該施設が国の義務教育制度を前提としたものであることや、学校や保護者、当該施設の間に十分な連携、協力関係が保たれていること等の要件を満たした場合、校長の判断により指導要録上、出席扱いにすることができるという内容を示したガイドラインを策定しました。実際にこのガイドラインに基づき、既に指導要録上の出席扱いとなっている児童、生徒も複数名おります。玉村町教育委員会では、フリースクール等に通う児童、生徒の実態把握について、今後も学校と情報を共有しながら進めてまいります。

また、フリースクール等の民間施設への経済支援を行政が行うことについて、現時点では対象となる施設の状況や補助対象の基準など、課題となる内容があると考えます。今後実施される群馬県教育委員会による支援事業や他市町村の状況について情報収集を行いながら、慎重に研究していく必要があると考えています。玉村町教育委員会としては、今後も町教育支援センターや関係機関、民間施設等と連携しながら、不登校児童、生徒一人一人の社会的自立に向けた支援の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、教員の成り手不足と教員の充足率に関するご質問についてお答えします。令和5年度4月の新学期スタート時点で、教員の充足率は100%で欠員はございません。玉村町の非正規教員、いわゆる臨時的任用教員の割合についてですが、現在常勤の県費負担教員のうち16.8%、27人が臨時的任用の教員となっています。玉村町教育委員会といたしましては、子供たちと共に学び、成長する情熱と熱意ある教員の育成とともに、教員の働きがいを大切にする改革を推進してまいります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ありがとうございます。

まず、通常学級に在籍している児童、生徒で支援を必要としている生徒の人数は今伺いましたけれども、割合的には何%くらいになるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えします。

通常学級で特別な支援を必要としている児童、生徒についてなのですが、通級指導教室に通っている児童、生徒のほかにも学級の中にはいると。通級に通っていない子供たち、そういった子供たちを

含めますと、もう少しいるかなと思うのですが、ここにつきましてはこの国の調査もそうですけれども、教員の主観によるもの、または教員の発達障害等に関する認知度が高まったということでパーセンテージが上がっているかなというふうに考えておりますので、玉村町においてはこの通級指導教室に通っている児童、生徒ということで考えますと、小中学生だけですと4.5%程度ということになります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そういう措置ができる子はいいのですけれども、通常の学級の中で、例えば非常に怒りっぽい子であったり、また注意欠陥傾向があつて指示がなかなか伝わらなかったりというような生徒さん、また自閉傾向のある知的に遅れのない子たち、そういった子たちに対する対応というのは担任が行うという形になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 担任のほかに、町費の会計年度任用職員で町のほうで補助員、そして介助員といった形でサポートしていただける方を各学校3名から5名、状況に応じて配置をして、支援のほうに当たっていただいています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 大体その中で学校内で現状何とか対応はできているという認識でよろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 現在のところ対応していただいています。ただ、今後、年度途中で変更があつたり、支援が必要な子が増えたりといったような状況が変わりましたら、その都度人員の増加ですとか、そういったところは検討を図っていきたいと考えています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） こういった統計的な資料を見ますと、小学校のうちはまだいいのですけれども、中学になると非常に人数的にそういった対象になる子が増えているという傾向があるのです。障害そのものは治るものではありませんし、環境が発現を容易にしていると、様々な生活上の問題を引き起こさせやすい環境になってしまっているというふうな捉え方もできるかと思うのですけれども、中学に上がるとそういう対応をし切れない子たちが非常に多いという傾向というのは見られるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 玉村町におきましては、幼児の通級指導教室も配置があります。非常に早い段階から個別の丁寧な支援を行っていることもありまして、幼小中に向けて、中学校のほうが進んで減ってきていて、そういった情緒的な課題を持っているお子さんも自分の対処法といますか、こういったときはこういうふうな気持ち落ち着けると大丈夫というような、そういった方法も身につけてきているお子さんも多いので、現在のところ中学校のほうが進んで減ってきていると考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 教育支援センターふれあいを先頃見学させていただいたのですけれども、そういった障害観の話の何うにつけ、大変すばらしい捉え方をされているなというふうな感じで帰ってまいりました。

残念ながら、ふれあいのほうに通っている人数が非常に少ないというふうな何っているのですけれども、現状どうなっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） ふれあい教室につきましては、主に不登校児童、生徒の対応になりますので、発達に関わる指導、支援に関しましては通級指導教室のほうで小学校が97名、中学生12名ということで個別の支援を行っております。今年度は、ふれあい教室をもう卒業したお子さんですけれども、ふれあい教室と通級指導教室を両方兼ねて通っているお子さんもいらっしゃいました。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 発達系の障害を持っている子たちが、対応によって結果が随分大きく左右される。周りの環境、それによって非常に怒りっぽい子が出てきたり、トラブルを引き起こす原因になってきたりというような傾向も見られるのですけれども、その子に合った環境が設定されていくと、大分安定的な生活をその子も送れる、充実した生活を送れるような、そういう傾向も見られるかと思えます。

そういった中で、不登校の子たち、これもそういった発達系の障害をお持ち、全ての子ではないのですけれども、なりやすさというものがあるかと思うのですけれども、不登校対策というのは今現在どういう形で行われているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 不登校に関しましては、不登校にならないような学校づくりというのですか、魅力ある学校づくりが第1条件かなというふうに思うのですが、それでもいろいろな状況が重なって、不登校傾向になった場合ですけれども、学校の相談体制が非常に厚くなってきていますので、専門的なスクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカー、それから校内支援体制もそうなのですけれども、そこにさらに特別支援学校の専門アドバイザーさんですとか、県教委のほうで所属している相談員さんですとか、そういった方にも専門家チームで入っていただいて、実際に子供たちの発達の部分、それから不登校にそれがつながらないようにというような助言もいただきながら、子供たちに対応しているところです。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今福祉の分野で8050問題というのが非常に重く受け止められて、重層的な支援の対象にもなっているかと思うのですけれども、そういう状況にならないような、少なくとも教育がそういうきっかけづくりにならないように配慮していくということが一番大事かなと、本人の人生にとっても、家族の人生にとっても非常に重要なことかと思しますので、ぜひ充実させていっていただければというふうに思います。

もう一点なのですけれども、ふれあい教室の中に自立支援アドバイザーを配置というふうになっていきますけれども、これは先ほど言った特別支援学校の先生に来ていただいて、アドバイスをいただくと、そういうような形になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） ふれあい教室に来ていただいている自立支援アドバイザーさんは、県の採用なのですけれども、町内のカウンセラー、町内の小学校に配置しているカウンセラーさんに兼ねて入っていただいています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そうすると、ふれあい教室のほうの運営、これは相談員2名、指導員2名のほかということによろしいのですか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） そのとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） この方が、それぞれの不登校傾向のあるお宅にアウトリーチということで出

向いていって、対応しているという形になるのかと思うのですけれども、実績はどのくらい1年間であったか、分かる範囲でお願いします。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 不登校に関する相談につきましては、相談員のほうで受けることが多いので、この自立支援アドバイザーさんにつきましては数名の保護者の方、それから子供の面談ですとか定期的な面談もそうなのですけれども、必要に応じて家庭訪問をしていただいたりということで支援をしていただいています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） あと、フリースクールに対する支援の関係なのなのですが、結局最終的には校長先生の判断という形になるかと思うのです。そうすると、校長先生としては町内だけでなく、町外に通っている生徒がもし自分の担当しているお子さんの中にいれば、そういったところの情報把握というのも、どういうところに通っているかという情報把握も必要かと思うのですけれども、そういった点はできているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 保護者の方からご相談があったりしますので、そういったところで情報把握した上で、校長と、それから教育委員会とで施設を訪問して、施設長の方にお話を伺ったり、本人の様子を見に行ったりということで把握をしております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 町内にあるフリースクール、また玉村町から町外のそういったフリースクールに通っている児童、生徒、何名ぐらいいるか、答えられる範囲でお願いします。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） フリースクールとはまたちょっと違う別の方針でやっている町内の施設には2名行っております。そのほか町外のところでも4名から5名で、またちょっと場所を移動した方もいらっしゃるのですが、ちょっと確定ではないのですが、四、五名が今町外のフリースクールに行っています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） このコロナによって不登校傾向、不登校の子もいますし、不登校傾向の子た

ちも大分増えているというふうに向っているのですけれども、玉村町についてはどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 実際のところ、この数年を見ると増えている傾向にあると思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 不登校であったとしても、ずっと不登校を続けているということはないと思うのです。いろんなきっかけで学校に通うとか、いろいろな場所に通っているお子さんたちもたくさんいらっしゃいます。不登校だったからといって、その後社会の中で大変活躍している方もたくさんいらっしゃるの、そういう意味で一番重要なのは人との関わりを断ってしまう、いわゆるひきこもりです。これが一番私としては避けなくてはいけない課題かなというふうに感じています。

小学校で駄目でも中学校、中学校で駄目でも高校なり、高校に準ずるようなところで人との関わりが持てる、そういう社会との関わりが持てるところから、新しい可能性というのが出てくると思いますので、ぜひひきこもりにならないような人的な関わり方というのですか、そういうものを続けていただけたらなというふうに向強感じています。そういう対応をいろんな形で非常に難しい問題なので、簡単に答えは出てこないとは思いますが、ある面消極的に見えるかもしれませんが、関わりを極力抑えていくことも、逆に本人の過ごしやすさにつながるという面もあるかと思えます。その辺は専門の方たちですから、十分心得ているかと思うのですけれども、そういう対応を今後ともぜひしていただきたいし、また町としてもサポートできるようにしていただければというふうに向思います。

次に、玉村町の情報発信についてなのですが、この間、重田家で様々な行事がというか、催物が行われていて、大変たくさんの方が訪れているのです。その顔ぶれを見ると、ほとんどの方が町外の方が非常に多い。区内の人たち、周辺の地区の人たちが残念ながら非常に少ないというような現状が見られます。何をやっているのか、周辺の人たちはよく知らないということが向のです。それは、来た方に話を向うと、例えばキッチンカーがよく出ているのですけれども、そのキッチンカーのサイトから情報発信されて、それでそれを見て重田家で今度やるからということで皆さん集まるとか、そういう向なケースが非常に多いと。町のサイトの中に、いろんなところで催しは行われているのですけれども、それを一括して見られるサイトというのですか、それが向ないという向なことで、町内の人たちに発信するという向が、情報を届けるという向がしづらくなっていると思うのですけれども、その向どのように向えているか、担当課の向で答えられる範囲でお願いします。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） まず、情報の発信の方法という部分につきましては、町でありますと一番の基は玉村町の広報紙という形になります。毎月1回ということの発行になりますので、それぞれ今ご質問にありますような、それぞれのイベントにつきましては広報紙を活用して、町内の方にはご案内するような形で対応させていただいております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 例えば、北部公園を見ますと、町で北部公園で行事を行う場合は、町の広報のほうで取り上げてくれているのです。ところが、その北部公園でプロポーザルで担当している企業さんがイベントをやるといふふうになると、その企業さんのサイトに行かないと何をやるのかというのが分からないというような状態になっているのです。だから、北部公園で行う催しを一括して、例えば大体私くらいの年代だと、まず玉村町で何をやっているのだろうといったときに、玉村町のホームページに行くのです。ですから、その中に1つのサイトをつくっていただいて、そこから各施設の催しを紹介しているサイトにアクセスできるようにリンクをさせていくというだけでも随分違うかと思うのですが、その辺はどういう形で行っているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 町のホームページでございますけれども、その中にも暮らしのガイドという中に「催し・募集」というカテゴリーがございます。こちらのカテゴリーの中を見ていただきますと、玉村町で主催をしているような催物、あるいは先ほど答弁の中でもございましたけれども、北部公園と、それから住民活動サポートセンターばる、こちらにつきましてはそれぞれの指定管理者や団体が個別のホームページをお持ちになっていますので、そちらにリンクをさせるような形で現在見ていただけるような形になっております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そういう形でリンクでいいかと思うのです。リンクさせることで、それぞれのサイトに飛ぶことができ、それぞれの場所で何をやっているか、いつ何をやっているかというのが分かるように、そういうリンクさせるだけでも随分違うかなと思うのです。それは、例えば社会体育館でもそうですし、重田家住宅でもそうですし、それぞれの担当課がつくっているホームページの中に飛んでいくことができると、リンクさせていくことができると思うので、そういったところを拡充していくという考えはあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 今現在、町のホームページの催物、「催し・募集」というカテゴリーの

中で対応させていただいておりますので、そちらを御覧いただければというふうに現状では考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） それで大体の催し、例えば北部公園でやっている催しだとか、重田家で行っている催しだとか、そういったものはほぼ網羅されている形になるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） そちらのほうで網羅できているようにということで対応させていただいているつもりでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） あとは、催しだとか、そういうものが日にちごとに文章で書かれていて、町の行事、催し、それとそういう一般的な例えば北部公園を使った企業さんの催しだとか、そういうようなものというのが文字情報として出てくると、そこをクリックすればリンクはするのですけれども、文字情報としてだあっと羅列されていくと非常に見つけづらいというふうに感じているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） ホームページの中になりますので、あくまでも記事を情報として掲載した順番、この順番によって見ていただけるような形になっておりますので、最近掲載したものは一番上に出てまいりますし、ということで記事ごとに日付順にという形ではございませんけれども、ご了承ください。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） なかなか難しいところも、職員の方がやるのは全部そこまでやるのは非常に難しい面もあるかと思うのですけれども、自分が探そうと思っているところが非常に見つけづらいというところはあるのです。そういうところで、もう少し地域の人たちに発信をして、町内のそういう各施設を使ってもらうような手だてとして、なかなか毎戸配布のチラシですとか、また回覧だとか、そういうのもできなくなってきていますので、そういったホームページでの発信の改善というのですか、そういうところも考えていただけたらというふうに思います。

様々なイベントが、ぱるにしても、重田家にしても、公的なものだけではなくて、その場を借りた企業なりなんなりというような形でイベントが非常に活発に最近開かれているように思うのです。

ですから、そういうものを整理した形で情報提供、情報発信していくということが、交流人口という
ようなことで町長が盛んに言っていますけれども、そういうところから、足元から発信をして、利用
率を高めていっていただいて、もう一点は町内の人たちが自分たちの町の施設というものに目を向け
てもらえるように取り組んでいっていただけたらというふうに感じています。よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、5日月曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時7分散会